

平成18年第4回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

議事日程〔第2号〕

12月12日(火曜日)午前10時 開議

開議宣告

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(38名)

1 番 成 重 博文
 2 番 安 達 隆
 3 番 尾 上 真 一
 4 番 野 田 大 二
 5 番 岡 部 心 介
 6 番 山 田 秀 夫
 7 番 松 本 博 彰
 8 番 中山田 健 晴
 9 番 河 野 徳 久
 10 番 明 石 光 子
 11 番 村 上 和 人
 12 番 吉 高 彰 生
 13 番 安 長 袈裟雄
 14 番 小 野 國 廣
 15 番 鷺 海 政 幸
 16 番 近 藤 安 夫
 17 番 後 藤 龍太郎
 18 番 安 東 正 洋
 19 番 北 崎 安 行
 20 番 川 原 直 記
 21 番 河 野 正 春
 22 番 山 本 博 文
 23 番 進 藤 国 臣
 24 番 近 藤 今朝則
 26 番 菅 健 雄
 28 番 近 藤 準三郎
 29 番 後 藤 等
 30 番 相 部 法 生
 31 番 酒 井 貞 生
 32 番 堂 園 慶 吾
 34 番 南 浴 利 雄
 35 番 徳 永 浄
 36 番 益 戸 政 吉

37 番 野 上 一 郎
 38 番 井ノ口 政 之
 39 番 木 村 修 一
 40 番 大 石 忠 昭
 41 番 岩 本 武

欠席議員(3名)

25 番 井 上 優
 33 番 成 重 昌 臣
 42 番 瀬 口 孫 次

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 増 田 正 義
 議 事 係 長 清 水 栄 二
 書 記 安 藤 雅 俊
 書 記 近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永 松 博 文
 助 役 都 甲 昌 叡
 参事兼総務課長 鷺 海 豊
 参事兼真玉市民センター長
 青 野 素 久
 参事兼香々地市民センター長
 佐 藤 良 雄
 プロジェクト推進課長 中 嶋 栄 治
 企画財政課長 野 村 信 隆
 市 民 課 長 河 野 三 男
 福 祉 事 務 所 長 大 園 栄 治
 保 険 年 金 課 長 小 野 俊 久
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 安 東 良 介
 環 境 課 長 水 江 義 和
 商 工 観 光 課 長 桑 原 茂 彦
 農 林 振 興 課 長 北 崎 順 一
 農 地 整 備 課 長 尾 形 雄 治
 建 設 課 長 奥 田 秀 穂
 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 安 東 道 男
 福 祉 事 務 所 参 事 早 田 彰 臣
 総 務 ・ 法 規 係 長 久 保 健 一
 秘 書 広 報 係 長 小 野 政 文

教育庁
 教 育 長 都 甲 桂 一

12月12日

総務課長	安東洋義
学校教育指導室長	早田義司郎
生涯学習課長	尾造正直

○議長（菅 健雄君） 開会前ですが、議員各位にお知らせします。

昨日、市長より、議案について訂正依頼がありました。お手元に配付しました写しのとおりです。ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせ発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について、質問があった場合は議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

○議長（菅 健雄君） 24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 24番近藤今朝則でございます。通告に基づき一般質問を行います。

新市発足後の合併議員在任特例による任期間の、平成19年2月28日までの任期満了目前に、しかも選挙期日も2月11日告示の選挙執行期日は、同月18日に決定されるなど、いわば最終の平成18年第4回定例会に臨み、誠に身の引き締まる思いであります。私としては、貴重な3期目の任期を全うする責務の上に立って、常に市民生活者の視点を大切にされた発言と行動をすべきであるという政治信条の下、毎回、つたない質問ではありますが、次の3項目について、今期議会のこれまでの議会検討事項等の中でも限られた私の最後の質問となるだけに、市長ほか関係者の誠意ある明解なる答弁を求めるものであります。

質問の第1は、政治姿勢の問題としての、第1点目の、平成19年度本市当初予算編成方針等具体的な取り組みについてであります。

新市発足後の通常の毎会計年度予算の編成については、2年目の平成19年度本市当初予算の編成にあたり、本市予算規則によれば、予算編成方針については、財政担当課長は、市長の命を受け、毎会計年度の予算編成方針を定め、前年度11月末日までに課等の長に通知するものとする。課等の長は、予算編成方針に基づき、その所管に属する予算に関する見積書を作成し、財政担当課長が指定する期日までに財政担当課長に提出しなければならない。なお、予算の裁定については、財政担当課長は、課等の長から提出された予算に関する見積書について査定し、その結果について、市長に報告し、裁定を求めなければならない。

以上の過程から、すでにその作業に入っている最も重要な時期にあたり、あくまでも予算の提案権は市長の専権であるにしても、新市の基本構想、基本計画及び新市建設計画、さらに後期本市過疎地域自立促進計画等の円滑な実施を図ることこそは、当然議会の議決に基づく執行上の問題にとどまらず、毎年度の本市決算認定にあたっての、議会としての責任も大きい反面、また、本市行財政改革大綱及び実施計画の着実な取り組み、努力に待つところが大きく、ことに、今期の合併特例議員在任期間の任期満了を目前にして、なによりも新市建設計画の基本計画の実現に向けての責務は重大であることはもちろん、市民の全幅の期待も大きいだけに要はこれらを全うする上においては、あくまでも健全財政を基本としながらも、全市を挙げて、創意工夫、英知を絞り、実効性のある前向きな取り組みに尽力すべきであります。

特に、新市建設計画の取り組みについては、合併特例債や国県補助金の関連における重点戦略プロジェクト、主要建設事業の概算事業費149億円余の各年度別事業計画そのものは、合併後向こう5年ないし10年間であるにしても、後期過疎地域自立促進計画と同様に、毎年度当初予算編成時に的確な予算が組めるように、各年次別事業実施計画の策定こそは急務であって、また、それ以外の通常の市単独事業等の予算についても、市民生活の現実直視の、市民本位、地域主体としての、少なくとも合併前の旧市町の議会での検討事項や、請願、陳情、要望事項の未処理分の執行はもとより、さらに、今期議会での検討事項や、新市になって毎年各地区で行われている地域振興会議での要望事項などの早期取組について、あくまでも地域住民の深い理解と協力の下に、可能な限り精力的に取り組むべきであります。来年度予算編成方針等、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、政治姿勢の問題としての、第2点目の、合併特例による地域審議会制度の地域審議会の設置についてであります。

本件については、平成17年第3回定例会においての市長の答弁では、地域審議会については、合併協定の中で、地域住民の意見をまちづくりの施策に反映させるため、新市において必要に応じ設置するとなっており、これは、合併後23ヶ月間は、在任特例により、各地域の代表である1市2町の議員の皆さん方全員が残っておることから、あえて地域審議会を設ける必要はないのではないかとことから合併協議会で決定したものであり、よって、在任特例後の新たな議会体制になった時点でご意見をお聞きし、検討いたしたいということですが、この地域審議会は、市町村の合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であり、また一定の期間に限って

設置されるもので、少なくとも新市建設計画の期間5年ないしは10年になることから、この点、新市において必要に応じ設置するという事は、地域審議会の任務の内容とされる事項の、あくまでも新市の長の諮問に応じ意見を述べることの、新市建設計画の変更、当該建設計画の定期的執行状況、さらに、必要に応じ新市の長に意見を述べる事等からもまた、これが新市建設計画そのものが、合併以前に1市2町合併協議会において定められたもので、その実施は、合併後にもっぱら新市の決定によってなされることになり、したがって、新市建設計画をより適切に実行できるようにするためには、確かに合併議員在任特例の趣旨による議員在任期間の関連があつてのことであるにしても、合併後の最初の選挙からは、議員定数も現在の41人が22人に減員されるだけでなく、しかも1市2町単位の選挙区（聞き取れず）でなく、全市一本の選挙区であるだけに、なによりもこれが地域審議会の設置の主な趣旨や役割の上から、特に言えることは、合併協議会で決定された新市建設計画の実施計画年度の遅れが、本市政財政改革大綱及び実施計画など健全財政化の上から余儀なくされている現状の中で、その大半の重点建設事業とされる新市建設計画の実施が、今期議会の在任期間内での執行は困難であることは明らかであり、その執行状況の見極めなど、この責務の上からも、地域審議会の早期設置こそは必要不可欠であり、在任特例後の新たな議会体制を待つまでもない、今議会の議員任期満了前の責務でもあります。

特に、地域審議会とは、通常の市長の諮問機関の各種審議会とは異なる性格の、いわば合併前の1市2町の合併協議会で協議し設置されるべきものであって、それが合併後の設置ということになれば、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として、条例で設けることになるだけに、これが地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項の条例制定こそは急務であり、また、1市2町合併協議会において決定の新市建設計画をより適切に実行できるようにするためにも、さらに新市において必要に応じ設置することの決定においても、当然各地域の代表である1市2町の今期議会の議員の意見が反映されるべきことが至当であります、お伺いいたします。

次は、政治姿勢の問題としての、第3点目の合併協定書に係る慣行の取扱いについてであります。

慣行の取扱いについての中で、市章及び市旗については、新市の名称が決定後調整し、新市において制定することから、いち早く制定され、また市の木、市の花についても、本年9月12日に告示され、市の木は「柿」、市の花は「コスモス」と決定されてきたものであります、市の歌、市

の憲章、宣言、兄弟姉妹都市及び表彰規定については、新市において調整する。さらに、各種行事については、合併後当分の間、現行のとおりとし、新市において調整することになってはいますが、その後の取り組みについてお尋ねするとともに、特に、市の歌、市民憲章、兄弟姉妹都市、各種宣言、各種行事などの各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきも強いので、その地域でしっかり受け継いでいくべきものでありながらも、新市の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することも必要であるため、これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に充分配慮しながら、早急にこれらの取扱いを協議すべきこととあります。

中でも、旧市民憲章碑が高田庁舎前にそのまま建てられている現状や、市の歌の看板など、決して粗末にすべきことでないだけに、早い認証なりの取り組みに努めるべきこととあり、また、市議会としての各種都市宣言に関する決議などは、決議自体は議会で行う事実上意思形成行為で、政治的効果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でされる、議会としての機関意思の決定であるが、執行機関としての長が案を提出して決議が行われる例も多々あるが、事実上のものとして長提出の法律上の問題とはならないことから、特に、1市2町での各種宣言採択状況の中でも、共通の交通安全都市宣言、非核平和都市宣言、明るい選挙都市宣言等は、時宜に適したのものとして、要は合併協定書に係る慣行の取扱いについて速やかに協議、決定すべきこととありますが、お伺いいたします。

次に質問の第2は、観光行政の問題としての里山観交ネットワークプロジェクト推進事業についての、新たな観光ルートの設定についてであります。

新市建設計画に明記されている里山観交ネットワークプロジェクト推進事業の中で、滞在型観光を振興するために、循環バス導入の検討や、新たな観光ルートを設定しますということとありますが、新市になって、ことさらに、六郷満山ゆかりの歴史的な遺産が広範囲に数多く点在しているなかで、当地域の里山には、中世荘園の姿を今にとどめる田染荘や仏教文化遺産、自然、温泉といった、恵まれた地域資源の地域内を周遊させるようなネットワークを構築することで、観光形態を通過型から滞在型への脱皮に向けた戦略的観光振興策の取り組みを積極的に推進することの具体的な提言として、実は昨年度市内7つの地域に分け、それぞれの特色を活かした魅力ある地域づくりについて、皆さんと一緒に考えて地域振興会議が開催されてきた河内、田染地域会場の中で、日本三叡山の一つの西叡山の自然森林公園一帯の高山寺、田染荘など新たに取り入れた真木大堂、

熊野磨崖仏、富貴寺コースを大きくした観光ルートを実現してほしいという切実な意見こそは、まさに国東半島仏の里、昭和の町をPRするだけの日本三叡山の一つとして名声高い比叡山、東叡山、西叡山として、何よりも仏の里としての発祥の地の豊後高田市をPRするなにもでもないと思うわけですが、現在、これらのコース道路網の国東半島観光道路と称されている落水線森林管理道路改良舗装工事、中でも県道豊後高田安岐線の魔のカーブ、河内地区、小田原、上村集落位置の取り付け道路の早期改良工事の完成に加え、これも当該県道交差点、嶺崎地区農免農道の田染荘の新たな起点位置の交通安全施設の道路照明灯の設置、さらに当該農免農道と、落水線森林管理道路との取り付け道路など、当該事業主体の県との協議を重ね、早期完工に努めるなかで、ぜひとも新たな循環バスの導入の検討や、観光ルートの設定についての実現を図るべき取り組みこそは、本年10月から路線バスが廃止されてきた現状のなかで、ことさらに画期的な取り組みとして緊要であります、お伺いいたします。

最後に質問の第3は、本市行政改革大綱及び実施計画の問題としての里道、水路の販売促進の取り組みについてであります。

現在市が所有する里道、水路について、現に使用している地権者などに対する販売を促進するということではありますが、いかなる方途で周知し取り組んでいるのかお尋ねするとともに、特に、各地区ほ場整備事業実施地区内は、機能交換等で対処されてきたにしても、当該地区外の集落周辺地域、都市計画用途区域等の一部里道等、国土調査実施の中で宅地及び畑地内の公に使用されていない里道、水路であっても、登記簿上の図面の修正ができない実情の中で、これまで個々の関係地権者の払い下げ申請を、地域住民関係者の同意など、手続きも容易でなく、放置されているのが現状であるだけに、ことに昨今における里道、水路等の維持管理責任が問われている矢先においても、当該財産の適切な維持管理を図る上にも、この際、市として、国土調査に基づき、各自治会ごとに販売整理可能な里道、水路を明示し、販売価格単価など、来年度を待たずに、現に使用している地権者などの申し出もある矢先において、早急に自治会ごとに円滑な販売整理に努めるべきであります、お伺いいたします。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 近藤議員の政治姿勢の問題についてお答えをいたします。

まず、平成19年度の予算編成方針につきましては、行政改革大綱及び実施計画、いわゆる集中改革プランの計画期間の中間点である、平成19年度行政改革の目標達成への筋道を確実につける

重要な年度と位置づけ、引き続き、集中改革プランを着実に実施し、さらに効率的な行政運営に努めていくことを大きな柱としております。

ご案内のとおり、本市の平成17年度決算における経常収支比率の改善は一時的なものであり、新たな財政指標として導入されました実質公債費比率につきましては、15.5と全国的にも高い水準であり、本市の財政が依然として厳しいことに変わりはありません。

特に、本市の歳入全体の4割を占める地方交付税につきましては、平成19年度から新たな制度が導入されることとなっており、これについては、離島、過疎など、真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保するとしておりますけれども、地方財政対策の総体として、地方交付税などの財源措置は今後確実に減少していくことが予想されます。

また、歳出の面では、老人措置費や医療給付費等の社会福祉費、起債の償還に係る公債費など義務的経費のさらなる増加が予想され、本市の財政は益々厳しくなるものと思われまます。

このような財政状況であります、産業振興、地域振興及び市民の安心・安全を確保するための施策は、実施していかなければならないと考えております。

そして、これらを実現するためには、新市建設計画を踏まえた市総合計画や、過疎地域自立促進計画等の諸計画に基づき、真に必要な事業を的確に見極め、一歩ずつ着実に実施していかなければならないと考えております。

まず、取り組んでいかなければならない主要事業といたしましては、本年度から実施しておりますケーブルテレビ施設整備事業や、給食センター建設事業、そして今後予定しております火葬場建設事業が挙げられますが、これらにつきましては、基金の取り崩しも視野に入れつつまちづくり交付金など、優良な補助制度とともに後年度負担の少ない過疎債や合併特例債など有効に活用することにより、限られた一般財源の重点的かつ効率的な配分を行い計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、その他の事業につきましては、集中改革プランの進捗状況等適切に見極めながら充当可能な財源を慎重に精査し、暫時予算化してまいりたいと考えております。

なお、市の単独事業や後年度負担が伴う県営事業につきましては、事前に関係機関とも協議し、市及び受益者の負担率等充分検討した上で、不要不急の事業につきましては、安易な取り組みは行わない方針でございます。

これから大変厳しい局面を乗り越え、本市が持続的に発展し、市総合計画に定める将来都市像を実現するためには、議員ご質問のとおり、全市を

挙げての創意工夫と英知の結集が必要であると考えております。

今後も、実効性の高い取り組みを、市民の皆さんとともに進めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層のご理解、ご協力を賜るようお願いを申し上げます。

次に、地域審議会の設置についてお答えをいたします。

地域審議会につきましては、平成17年第3回定例会における議員へのご答弁及び平成18年第3回定例会における岡部議員へのご答弁でお答え申し上げたように、在任特例期間中は、各地域の代表であります旧1市2町の議員の皆さんが在任されており、あえて地域審議会を設ける必要はないのではないかということから、合併協定では、地域住民の意見をまちづくり施策に反映させるため、新市において、必要に応じ設置するとなっております。

今後、地域審議会の設置が必要であろうと思われるので、検討してまいりたいと思います。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長鴛海豊君。

○市参事兼総務課長（鴛海 豊君） 近藤議員の、政治姿勢の問題のうち、慣行の取扱いについてお答えいたします。

慣行の取扱いにつきましては、議員ご質問のように、合併協定書に謳われているとおりでございます。

まず、市のシンボルであります市章の選定につきましては、昨年9月1日に告示をし、市の木、市の花の選定につきましては、本年9月12日に告示をしたところでございます。

次に、表彰規定につきましては、豊後高田市表彰規則を昨年9月1日に公布し、豊後高田市市民栄誉賞表彰規定を先月1日に告示したところでございます。

その他の表彰規定につきましても、必要に応じで制定してまいりたいと思います。

次に、兄弟姉妹都市についてでございますが、旧真玉町において、平成5年、旧大野郡犬飼町と姉妹町の締結をしておりましたが、旧両町が合併で廃止されたことに伴いまして、その関係も消滅いたしております。

また、旧豊後高田市と旧島原市の兄弟都市の関係につきましては、締結の変更は行っておりませんが、現在でも市民交流は盛んに行われ、市の公式行事にも参加しあうなど継続して関係が深められているところでございます。

次に、各種行事についてでございますが、昨年度は、合併初年度でもありまして、旧1市2町の

慣習を踏襲する観点から、それぞれの地域で開催されておりました主要な行事は、継続して実施したところでございます。

本年度は、集客効果と、旧1市2町間のイベントに係る地域バランスを考慮する観点から、春の5月祭、夏の長崎鼻サマーフェスティバル、秋の豊後高田よっちょくれ祭りをそれぞれ地域ごとの一大イベントとして位置づけ、実施したところでございます。

今後につきましても、効果的効率的なイベントが実施できるよう、関係者と協議を重ねながら随時検討してまいりたいと思います。

最後に、市の歌、市の憲章、兄弟都市及び各種宣言の制定等につきましては、その効果等を勘案しながら、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。

○商工観光課長（桑原茂彦君） 近藤議員の、観光行政の問題についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のように、現在、「千年のロマンと自然が奏でる交流と文化のまちづくり」を進めている本地域には、古代から中世、近世から昭和、現代と、千年のときを越えて受け継がれてきた美しい自然景観と国宝富貴寺を始めとする真木大堂、熊野磨崖仏、800年の輝きを失うことなく、今も息づいている田染荘など、数多くの六郷満山仏教文化史跡がございます。

また、新たな観光拠点として脚光を浴びている昔ながらの商店街の営みを今に残す「昭和の町」や「日本夕日百選」に選ばれた真玉海岸、長崎鼻リゾートキャンプ場、さらには、6つの里に湧き出でる国東六郷温泉など、歴史と文化、生活、自然と幅広い地域資源に恵まれております。

また、伝統行事におきましても、本年9月23回を迎えた「若宮八幡秋季大祭裸祭」を始め、大分県の新春を彩る「ホーランエンヤ」や、炎の祭典「天念寺修正鬼会」など、数多くの昔ながらの伝統行事が脈々と今に受け継がれております。

さらに、食の分野におきましても、豊後合鴨、豊後高田そば、白ねぎ、豊後牛などの豊富な農畜産物を始め、岬ガザミや、たこ、あさり、まて貝といった海産物など、大変魅力あるものが数多くございます。

このように山、里、町、海に温泉、食といったすばらしい地域資源を有することから、昨年度、豊後高田市観光振興計画を策定したところでございます。

本計画は、新市建設計画を受け継いだ豊後高田市総合計画へ反映させ、地域間競争力のある魅力的な観光地形成に向けた取り組みを進めておるところでございます。

その重点戦略プロジェクトの1つであります里山観交ネットワーク推進プロジェクトは、里・山に点在する仏教文化史跡や、自然景観、温泉などの地域資源を有効に活用し、グリーンツーリズムとの連携による体験型観光を構築することで、観光形態を通過型から滞在型へ転換を図るため、戦略的観光振興策の取り組みを積極的に推進するものでございます。

さらに、基本計画に位置づけられております観光資源のネットワーク整備については、現在、観光ルートの開発や二次交通の整備、パーク・アンド・ライド化に向けた調査等、観光関係団体等と連携を図りながら、検討を行っているところでございます。

なお、観光ルートの開発におきましては、近藤議員の言われるように、河内より田染地域につきましては、仏の里国東半島の中においても、重要な仏教文化遺産などが集積し、観光ルートとして大変魅力ある地域であります。

したがって、富貴寺、真木大堂、熊野磨崖仏、田染荘とともに、未活用資源として潜在している日本三叡山の一つであります西叡山や国東半島の峰々が一望できる高山寺などを有機的に結びつけることにより、千年ロマンの時間旅行が楽しめるストーリー作りや、テーマ性を持たせた基幹ルートの一つとして、研究してまいりたいと考えております。

今後、山、里、町、海に温泉、食といった集客力を秘めた魅力ある地域資源が数多く眠っているため、本地域にあった独自の発想により、地域資源を最大限活用しながら積極的な観光振興の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長（奥田秀穂君） 近藤議員の、本市行政改革大綱及び実施計画の問題として、里道、水路の販売促進についてのご質問にお答えいたします。

法定外公共物、いわゆる里道、水路につきましては、地方分権一括法に基づき、平成17年3月末日をもって、すべて市に譲与されております。これによりまして、これまで大分財務事務所へ届け出していた払い下げ申請が市で処理ができるようになったところでございます。

現在、この申請につきましては、境界や面積を確定させる上で、家屋調査士等に依頼する必要がありますことから、個人で手続きを行っております。

その際、申請地の隣接地権者の同意を必要とすることで、苦慮した物件もあったものと考えられます。

そのため、議員ご提案のように、事前に自治会へ周知することで、隣接地権者の同意も得やすく

なり、販売促進に寄与するものと思われま。今後、行革大綱に基づく実施計画を推進する上で、当該申請地に係る自治会の協力もお願いし、より効率的な販売促進に努めてまいりたいと思います。

また、これまでの申請状況につきましては、平成17年度より随時受付を行い、平成17年度には6件で、1,138平方メートル、平成18年度につきましては、11月末で4件で110平方メートルを販売しております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 再質問ですが、ただ今の、市長ほか関係課長のやる気をもつての誠意ある答弁と私受け止めております。これ以上は私としては、今期議会最終の一般質問でもあり、要は本市行政改革大綱及び実施計画の着実な取り組み等、誠に厳しいものがありますが、あくまでも新市建設計画の基本理念の実現に向けて、今こそ市民協働の精神を活かし、執行部、議会が一丸となって、より一段と精力的に取り組んでいただくようご期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅 健雄君） 11番村上和人君。

○11番（村上和人君） 11番議席村上でございます。今回は2点について一般質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

まず、農地・水・環境保全活動支援事業について伺いをいたします。

この事業は、新たに本年度より実施される国庫事業であります。農地や農業用水路、農道等の生産基盤が、高齢化や後継者不足により、今後維持管理が大変難しくなっているということで、農家や非農家が一体となって、その地域の環境整備に取り組む、それをするに国からの活動費を助成するという事業であります。

本年度、本市といたしまして、モデル地区として、豊後高田市の川原地区が指定をされており、すでにその取り組みを実施していただいておりますが、その川原地区の取組状況について、伺いをいたしたいと思います。

また、この事業は、来年度19年度以降は、本格的に推進をして取り組みを広げていくという事業のようではありますが、今後の管内の取組状況について、伺いをいたします。

次に、鳥獣被害の実態に対する対策について、伺いをいたしたいと思います。

本市の中山間地域は、年々被害が大変増大をしており、高齢者の多い地域では対策が大変に難しくなっており、昨年度鳥獣被害は、全国で170億円とも言われております。今回その発表がございましたが、市内中山間部においても、猪と鹿の被害が最近特に増大をしております。せっかく作った作物が一夜にして荒らされてしまうという

ようなことで、高齢者や後継者不足の中ますます農家の耕作意欲が減退していくんじゃないかというようなことで、この耕作放棄地が増えることで、また、さらに猪、鹿の被害が増えていくというような悪循環をたどっておるというようなことも聞いております。

今後、行政としてどういう対応ができるのか。この2点についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 村上議員の、鳥獣被害の実態と対策についてお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、野生鳥獣による農林業被害は、中山間地域を中心に過疎化や高齢化に伴う里山等における人の活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加など、生息地域が拡大していることに加え、狩猟者の減少や高齢化に伴う捕獲数の減少などにより、鳥獣被害が深刻な問題となっております。

本市の被害状況は、平成17年度の被害届では、猪被害が5.5ヘクタール、額にして719万円、鹿による被害が3.75ヘクタール、781万円で、主な被害作物は、農産物では、稲、麦類、野菜、林産物では、しいたけ、針葉樹などとなっております。

本市被害対策といたしましては、有害鳥獣被害防止対策事業、有害鳥獣捕獲事業、自ら取り組む鳥獣被害対策事業を実施しております。

有害鳥獣被害対策事業は、農産物、林産物のしいたけを猪等から被害を防止するための電気柵、鉄線柵などの設置費用の3分の2を県と市が助成を行うものであります。

また、有害鳥獣捕獲事業は、大分県猟友会西高支部の有害鳥獣捕獲班の銃器班、罠班による猪200頭分、鹿50頭分の捕獲報奨金を県と市で負担し、有害鳥獣を捕獲するものであります。

自ら取り組む鳥獣被害対策事業は、平成17年度より3ヶ年のモデル事業として実施されてるものでありまして、地域ぐるみで金網柵1キロメートル以上を設置する集落に、事業費の3分の2を県と市が助成するもので、広範囲に農地を鉄線柵で囲い込むことができることと、地域ぐるみで被害防止対策に取り組むことで効果を上げております。

今後の鳥獣被害の防止対策の取り組みといたしましては、これらの補助事業を始め、中山間直接支払制度による協定集落の農用地の保全と、交付金等を活用し、より広範囲に防護柵を設置するなど、地域の皆さん自らが活動するよう取り組みも推進してまいりたいと考えておる次第でございます。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(菅 健雄君) 農地整備課長尾形雄治君。
○農地整備課長(尾形雄治君) 村上議員の、農地・水・環境保全向上対策事業についてお答えいたします。

平成18年度に農地・水・環境保全向上対策のモデル地区に指定されました川原、下野部、上野部集落は、平成18年4月に川原野部保全管理組合を設立するとともに、保全管理計画に基づき資源の保全活動を展開いたしております。

具体的には、農業者と農業者以外の者を含めた活動組織を作り、農業用施設の点検や排水路の草刈り、泥あげ及び農道の草刈り等の基礎的な活動と環境美化啓発用の看板設置、さらには農業用施設の巡回、点検やごみ拾いのほか、花の植栽などの活動を一体的に実施することで、集落内の農地、水、環境の保全を図る取り組みを行っております。

また、平成19年度以降の管内の取組状況につきましては、平成18年7月5日の県説明会を受け、採択可能な地区の代表者の方々を対象に全体説明会を開催いたしました。

採択可能な地区の対象要件といたしましては、基盤整備実施地区で中山間地域等直接支払制度と重複しないこと、さらには、水田については、米の生産調整達成地区、または達成見込みの地区等が採択要件でございます。その後、実施希望地区に対し、具体的な事業内容や活動内容等の説明会を行っているところでございます。

そのような中で現在、水田を対象とした地区が川原、野部ほか4地区で121.7ヘクタール、畑を対象とした地区が、呉崎干拓第1工区ほか4地区で636.3ヘクタールの、合計10地区758ヘクタールの実施希望が出ております。県からの目標面積、700ヘクタールに対しまして、現在108.3パーセントの達成予定となっております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君。

○11番(村上和人君) ただ今ご説明をいただきました、農地・水・環境保全活動支援事業についての一部お聞きしたいと思います。

この事業は、本年度より取り組みがされたわけなんです、19年度以降については、さらにこの枠を広げていくというようなことでございます。そういうことで、この事業に対する国の補助金等もですね、そう高額な補助金ではないわけなんです、この事業19年度以降は、さらにこの事業の環境保全型農業に挑戦をする地域には、助成額が上乘せさせられるというようなことも、この事業の当初の発表の時から言われておりますが、本年度は、一応水田4,400円、畑2,800円、草地400円というような補助単価が出ておりますが、来年度以降、この事業に対する助成額が上乘せさせられるのか、そういうことがもうすで

に発表されておられるのか、いないのか、その分をちょっとお聞きをしたいと思います。

これは、まだ19年度以降ということになっておりますので、どうかと思うんですが、わかればお聞きをしたいと思います。よろしくお聞きします。

○議長(菅 健雄君) 農地整備課長尾形雄治君。
○農地整備課長(尾形雄治君) 村上議員の再質問にお答えいたします。

単価等については、現在18年度モデル地区が実施しております水田4,400円、畑が2,800円、その他が400円ということで進めておりますが、19年度以降、5ヶ年についても同額でということで国からの指導をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君。
○11番(村上和人君) 鳥獣被害等ですね、大変これはもう中山間地域では深刻になっております。そういうことで予算的にも大変厳しい折ではございますが、できるだけひとつ市としての支援も要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。
○議長(菅 健雄君) 17番後藤龍太郎君。
○17番(後藤龍太郎君) 17番後藤龍太郎です。一般質問を行います。

新市になって1年8ヶ月が過ぎました。この間、数社の企業の進出が行われ、雇用対策、若者定住が進んだことに対し、市長に感謝するところであります。

一方、周辺部の生活環境は、平成20年3月に予定されている三重、羽根、両へき地保育所の廃止等など依然厳しいものがあります。

そこで、子育て支援と周辺部観光開発についての2点について質問いたします。

1つ目の、子育て支援についてであります。

市長ご承知のとおり、香々地地区、旧香々地町には保育所しかなく、合併前より幼稚園の整備の要望が住民より強く求められていました。また、今現在も強く要望されています。現に、真玉幼稚園に香々地地域より4歳児、5歳児合わせて10名の児童が通園しています。

そこで、国が本年10月にスタートした幼稚園と保育所を一体化した「認定子ども園」に再編し、今ある保育所に幼稚園の機能を備えることにより、保護者の多様なニーズに対応すべきであると思っておりますが、市長の考えをお伺いします。

2番目の周辺部観光開発についてであります。

香々地地域では、市の指導と支援により、今年7月、地元漁協と香々地町商工会青年部が立ち上がり、香々地漁業活性化協議会を設立し、漁業体験型観光に取り組み、交流人口を増やし、地域の活性化を行おうと頑張っているようです。

モニター体験ツアーやパンフレット作りも終え、来年度より本格的に事業を推進しようとしております。今後とも継続して市の指導、支援をすべきだと思いますが、市の考えをお伺いします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。
○市長(永松博文君) 後藤議員の、周辺部観光開発についてお答えをいたします。

本市の観光振興を進める上で、香々地地域の海辺の資源を活用したブルーツーリズムの推進につきましては、新市総合計画にある海辺のふれあいネットワーク推進プロジェクトの中でも最も重要な施策でございます。

市といたしましては、昨年度より観光による香々地地域の漁業振興を図るために、漁業者との協議を行ってまいりました。

これにより、釣り舟や建干し網に加え、籠漁やます網漁、そして、地引網など香々地のきれいな海で四季折々のおいしい魚を獲るという体験観光プログラムの態勢が整ったところでございます。

その後、本年7月20日に、地元の漁業者と商工会の青年部の共同により、農業と観光の一体的推進を図るということで、香々地漁業活性化協議会が設立をされました。

それによりまして、インターネットによる情報発信を始め、リーフレットの作成や民間企業への厚生担当へのダイレクトメール発送など、誘客促進にも努めてまいったところでございます。

また、各種漁業体験モニターツアーを開催いたしましたところ、体験された方々からは、利用体験に対する関心の高さが伺えることから、本格的に実施となります来年度以降、大きな反響を呼ぶものと確信している次第でございます。さらに、こういったブルーツーリズムの取り組みは全国的にも事例が少ないため、本市ならではの体験型観光として脚光を浴びるのではないかと考えております。

今後は、漁業体験のプロジェクトの変更、そしてまた充実と魅力アップに努めるとともに、観光まちづくり株式会社と連携をとりながら、全国に向けて情報発信をしてみたいと考えているところでございます。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお聞きいたします。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 後藤議員の、認定子ども園についてお答えいたします。

認定子ども園制度につきましては、少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもへの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることを考慮し、子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措

置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を図ることを目的に、本年10月より施行された制度であります。

これまで、香々地地区の保育事業につきましては、香々地保育所及び羽根、三重、両へき地保育所で行ってまいりましたが、本年3月に策定されました豊後高田市行政改革大綱に基づき、へき地保育所を廃止し、香々地保育所へ統合する計画となっております。

なお、へき地保育所の廃止問題につきましては、すでに保護者説明会を6月と11月に、羽根、三重両地区で実施し、保護者の方からは、廃止した場合の保育料問題、通園バスの導入、幼稚園化、真玉幼稚園への3歳児保育の導入、保護者アンケート等の意見要望が出され、それらに対し説明を行ってきたところでございます。

議員ご質問の、認定子ども園制度の導入につきましては、認定基準とされております幼児教育の問題や、子育て支援としての週3日以上の子どものつどいの場を開設しなければならないなど、現状では課題も多く、導入が難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） 再質問いたします。

まず、子育て支援に対してです。本年6月定例会において、私が三重、羽根両へき地保育所の存続を求めた後、市長のご理解により両へき地保育所の廃止が1年延長され、平成20年3月までとなりました。1年の延長で助かった保護者、児童もいますが、大多数の保護者は不安を持ったままです。

そこで、幼稚園と保育所の双方の機能を併せ持つ認定子ども園に再編することにより、両へき地保育所が廃止になっても、保護者は安心するのではないのでしょうか。子どもにとっては、就学前まで同じ施設で一貫した教育、保育を受けることができるし、幼稚園と保育所別々に通う子どものいる保護者にとっては、送迎の負担が軽減されます。そして、将来同じ小学校に通う仲間と就学前の時期を一緒に過ごすことができる。また、認定子ども園は、在宅で子育て中の親に対する相談支援も行う機能もあるらしく、また、周辺部過疎地域には、特例規定もあるそうです。

県第1号の認定子ども園の設置を目指してはどうかと思いますが、今一度答弁をお願いします。

2番目の周辺部観光開発についてでございますが、市長の熱意あるお答えに、今後とも期待をいたして再質問はいたしません。よろしく申し上げます。

○議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

認定子ども園は、幼保一元化、いわゆる幼児教育と幼児保育を合同で行うという部分になります。ゼロ歳児から2歳児につきましては、保育園、3歳児から5歳児までには、幼児教育といった状況になります。この合同保育という部分につきましても、保育の中身の部分で違いがございます。

また、先程答弁いたしましたように、子育て支援と一体という部分もございまして、議員指摘の部分もあるだけに、親子と集う場を週3回以上というふうな指針も出されておりますので、これらの課題につきましては、難しい部分もございましてご理解をいただきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） できないということですが、ぜひ、今一度、認定子ども園の設置に向けて、市長の考えをもう一度聞いて終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうからということですので、お答えいたしますが、この件につきましては、本当は、合併協議会の段階で解決した問題だと私も考えております。そういう中で、先般の話の中で、1年延ばしてもらいたいというお話を香々地の全議員さんからお話がありまして、そういう中で、まあ安定的に暫定的にやっていくにはそういうものも必要かということの中で、私も協議をした結果、皆さん方に、とのお話をさせていただいたということがございますので、その辺は、ご理解をいただきたいと思いますという次第でございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 3番尾上真一君。

○3番（尾上真一君） 3番永友会の尾上真一であります。通告に基づき一般質問を行います。

昨日の市長の提案説明理由の中でございましたように、先月11月23日の東京の明治会館で開催された農林水産祭式典で、落活性化協議会がむらづくりの部門で、優秀賞である天皇賞を受賞されました。さらに、10月29日に大分市で開催されました、第26回大分国際車椅子マラソン大会で本市の笹原選手が日本新記録を樹立し、初優勝となりました。次々と、市にとっては、大変名誉ある喜ばしいニュースが続いているわけでありまして、このことは、皆さん方の日々の努力の取り組みがされていたからこういう結果があるのではないかというふうに思いまして、心から敬意を表する次第であります。

このような状況の中で、10月30日付けの日本経済新聞では、本市が行政サービスの分野において、九州第1位という大変うれしいニュースがありました。これは、本市のような財政状況が厳

しい自治体でも、知恵と工夫で頑張ればいけるという何よりの証拠ではないでしょうか。いろんな施設で日々の活躍に豊後高田市の行政サービスを担い、頑張っておられる職員の皆さんに敬意を表する次第であります。

さて、昨年3月31日に1市2町の合併を終えまして、全国的な状況ではありますが、国、県、地方に問わず、簡素で効率的な行政運営という流れの中で、今日、職員の適正化の流れとなることが予想されております。また、今後いわゆる団塊の世代の大量退職時代を迎え、少数で質の高い仕事求められる時代が到来すると思っております。

今日、職員の関係におきましては、労使で十分に協議して、必要などころには必要な人員を配置するという点についても考えておられますが、これからより大切なことは、各職場間において、十分な連帯感、そして連携をとって業務を行っていくことがより高い行政サービスにつながるのではないかと考えております。そういう意味でも、職場をまとめる管理職の皆さん、責任は大変重要になってくるというように思っております。

そこで、今後の職員管理のあり方について、職員をまとめていく管理職の皆さん方について、どのような連帯感、連携をとっていくかということについて、市長に見解を求めたいというふうに思っております。

次に、職員の健康管理についてお尋ねいたします。

私は、夜遅くこの市役所の周りを通ることも時々あるわけですが、夜遅くまで電気が点いております。また、市民の皆さんからも、市の職員は夜遅くまで頑張っておるなということも耳にしておるところであります。そういった職員の皆さんが頑張っておることについては、非常に敬意を表したいと思いますが、半面、懸念されるのは職員の健康管理であります。

今日、多くの職場で働き盛りの若者が心の病にかかっているということも耳にしております。市職員が働く意欲の湧く職場をつくるのが必要ではないかというふうに思っております。

そこで、市職員の衛生管理について、事業所として職員に対する健康管理面では、どういう取り組みをしていくのかについて、お尋ねをしたいというふうに思っております。この2点についてお尋ねします。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 尾上議員の、今後の管理職のあり方について、お答えをいたします。

議員のご質問にもございましたとおり、本市におきましては、経験豊かな団塊の世代の大量退職を迎えます。また財政健全化の観点から、行政

改革大綱で計画しておりますように、適正な職員規模による行政運営が求められております。さらに、地方分権一括法の施行などにより、ますます高度多様化していく行政の課題や需要に即応していくような職員個々の能力向上も求められているところでございます。

このようなことから、まさに少数精鋭体制による行政運営が今後ますます求められてまいります。それとともに、これまでの旧市町での職員研修の格差もございまして、このような背景を考慮するなかで、職員研修につきましては、平成18年度、本年を職員研修元年と位置づけて、精力的に実施を、研修の実施をやっているとございまして。

具体的には、これまで電子決裁や職種変更などを視野に入れたパソコン文書事務、財務会計、法制執務など事務能率向上に資する研修や接遇、応対マナー、説明能力、人権啓発など、市民サービス精神の肝要に資する研修を実施してまいりました。

また、外部研修機関が開催しております問題発見、解決能力、そして、総合力、企画力など職務能力向上に資する研修や、税務、財務など行政実務能力向上に資する研修及び管理・監督能力、中堅リーダーシップの養成など組織力向上に資する研修にも積極的に参加をさせているところでございます。

そして、特に、大量退職後に管理、監督者になっていく世代の育成が喫緊の課題であることから、次期管理職となる監督者を対象とした管理職等養成研修を現在計画しているところであります。

なお、この研修につきましては、意欲ある職員の募集を求め、又は指名も考えているところでございます。

管理職は、行政事務の運営の確保について、直接の権限と責任を有する職員であることから、企画立案等職務遂行に関する能力、組織運営に関する能力、また、率先垂範するリーダーシップなどが求められているところでございます。

その中で、特に、職場内の連携感や連帯感に関する能力について申しますと、具体的には、職員の能力、経験や勤務状況等を把握したうえで、指導育成する能力、職務の遂行、進行管理を行う能力、相互協力や報告、連絡、相談といういわゆる「ほう・れん・そう」そういうようなものをちゃんとやれる、そしてまたチームワークを徹底させる能力、また、職場を一体感のあるものとして取りまとめる能力などが求められます。

したがって、より質の高い行政サービスを行うためには、今後これまで以上に、このような能力の育成に着目した研修や勤務評定などを実行できる研修等を実施いたしまして、行政組織の円滑な運営に資するよう、人材の育成に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご

理解を賜りたいと思います。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長鴛海豊君。

○市参事兼総務課長（鴛海 豊君） 職員の健康管理についてお答えいたします。

職員は、市民の負託に応えて職務を全うするためには、まず自己の健康管理に努め、心身ともに健康でなければなりません。また、職員の安全と健康管理を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することは、事業主の責務でもありまして、人事管理上からも非常に重要であると認識しているところでございます。しかし、現実には、生活習慣病を始め、合併等に伴い、メンタル面での疾病も発生しているところでございます。

このような中、職員の健康管理についての具体的な取り組みといたしましては、まず早期発見という観点から、年に1度の職員総合健診を実施いたしますとともに、全職員が受診しやすいよう日程等の環境整備を行い、受診の徹底を図っているところでございます。

また、早期治療の観点から、総合健診での要精密検査の者には、再検査の徹底も行っているところでございます。

さらに、健康管理上、最も重要であります予防の観点から、今年度より業務終了後、日時を定め、産業医と衛生管理者による定期的な健康相談を実施し、職員の健康の保持、増進に努めているところでもございます。

そして、メンタル面での疾病につきましては、大分県市町村職員共済組合主催の研修に管理職を参加させ、職場における早期発見や問題解決のためのノウハウの蓄積に努めているところでございます。

そのほかにも、全職員を対象とした健康管理研修の実施や、大分県市町村職員共済組合主催の健康づくり事業へ職員を積極的に参加させるなど、日常的に健康に対する意識の高揚を図っているところであります。

今後につきましても、安全衛生委員会等による衛生管理体制を一層充実させ、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 3番尾上真一君。

○3番（尾上真一君） いま、市長並びに総務課長のほうからご答弁をもらいました。今後は、市長を始め管理職の皆さんによる、各所属の職員と十分な把握をし、職場でのコミュニケーションを図りつつ、管理職と職員間の融和を図りつつ、能力を発揮促進し、市民のニーズに応える職員を養成して、新しい豊後高田市まちづくりに貢献して

もらうことを要望し、私の質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） では、12番永友会吉高彰生です。通告に基づきまして、2点質問をいたします。

まず、第1点目は、児童・生徒への声掛け事犯対策の防犯ブザーについてお尋ねをいたします。

「防犯ブザーを点検しよう、安全を考える」、これは、9月の朝日新聞のコラムの見出しからです。「いざというときには、心強い味方になる携帯用の防犯ブザー、でも、持っているだけで安心していませんか。電池が切れていたり、故障していたりすると、万一のとき力を発揮することができません。新学期のスタートをきっかけに、もう一度点検してみましょう。

ちなみに、この防犯グッズの商品名は、防犯ブザーとか防犯ベルあるいは防犯アラームで販売されています。定期的に鳴らして確認、電池切れや故障はないかな、大阪府岸和田市の城東小学校で9月1日に行われた2学期の始業式、防犯や安全を担当する先生が集まった全校児童に、防犯ブザーの正しい使い方を説明したほか、定期的に鳴らしてみるなどして、きちんと鳴るかも確認しましょうと呼びかけました。

大阪府教育委員会は、今年の4月、大阪府内のすべての公立小学校や希望する私立の小学校1年生を対象に配布しました。しかし、5月以降、音が鳴らない、正しく機能しないなどの故障したものが多く出たため、予備のブザーと交換するなど、対応してきました。

大阪府内のある小学校の1年生に、配布した数のおよそ半分にあたる30個に音が鳴らないなどの不具合が見つかり、1学期に修理や交換したそうです。

校長先生は、防犯ブザーを持っていても、いざというときに鳴らないと身を守ることができません。これからも、安全の意識を高める一つとして、定期的な確認を呼びかけていきたいと考えています。

毎月、チェックの日を決める、防犯協会連合会からのコメントです。

おうちの人と一緒にチェックの日を決めて、ちゃんと音が出るかどうかチェックしてみましょう。買い換えるときのポイント、音の大きなものを選びましょう。使いやすさも試してみましょう。」というように、防犯ブザーの現状とアドバイスをされています。

私は、この新聞のコラムを読んで、さて、豊後高田市ではどんな状況かな、と大変気になったわけでありました。

そこで、市内小中学校の児童生徒で、防犯ブザーを所持している学級や学校と、その購入経費の出所について、当市教育委員会が把握されているこ

とについて、教育長にお尋ねをいたします。

次に、防犯ブザーを所持している学級や学校での保守点検の状況を把握しておれば、その状況をお知らせいただきたいと思えます。

次に、質問の2点目でございますが、公益通報者保護法について、お尋ねをいたします。

この公益通報者保護法は、2004年、昨年6月に制定、公布され、今年2006年4月に施行されました。

元々この法律ができたきっかけは、皆さんもよくご承知のように、平成12年に発覚した三菱自動車工業のリコール隠しや、東京電力が原子力発電所の修理記録に不正記載していた事件、BSE対策に便乗して、輸入牛肉を国産と偽装して、その処理費用を不正取得した平成14年の雪印食品や、日本ハムの事件がありました。これらは、社員や取引先、請負業者などが、管轄の行政機関や警察に通知して明るみに出たものであります。これらの企業における不祥事は、いずれも国民生活に重大な影響を与えるもので、法令遵守の観点から絶対に許されるものではありません。しかも、このような事態が隠蔽され続けた場合の危険性は、計り知れません。こうしたことを契機に、内部告発を保護する法的な枠組みの必要性が認識されるようになってきました。

このことについて、去る10月の25日のNHKテレビニュースの中で報道されたものです。

このニュースタイトルは、「告発窓口設置、市町村で遅れ」というものです。その内容について説明をいたします。

内閣府は、組織内の犯罪行為や法令違反を内部告発したことを理由に解雇することを禁じる「公益通報者保護法」が、今年4月に施行されたことを受けて、国と地方のすべての行政機関の状況を今年8月末現在で調べました。

それによりますと、中央省庁では、すべてが内部告発の通報窓口を設け、都道府県も87パーセントが設置しているのに対し、市区町村では、およそ4分の1の24パーセントにとどまっています。

また、内部告発があった場合にどのように対応するか、具体的ルールを定めているかどうかについては、中央省庁ではすべて、都道府県でも87パーセントがルールを定めているのに対し、市区町村では、16パーセントにとどまっています。

内閣府は、通報窓口の設置は義務付けられているわけではないが、法律が円滑に運用されるよう体制の整備が急がれるとしており、引き続き、市区町村に対する働きかけを行っていきたくしています。という報道の内容でございました。

そこで、豊後高田市の窓口設置の状況と、今後の方向性について市長にお尋ねをいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 防犯ブザーについてのご質問にお答えいたします。

ここ数年、幼い児童を狙った凶悪犯罪が発生しており、昨年栃木県で発生した小1女児殺害事件は、未だに解決をみていません。県内で頻りに声かけ事犯が発生しており、児童生徒への防犯ブザーの携帯及び点検を含め、スクールガードや地域教育ネットワーク等の活動を通して、地域ぐるみでの安全対策を行っているところであります。

今年第2回定例会におきまして、明石議員にもご指摘をいただき、現在、市内の全小中学校が防犯ブザーを所持しています。

購入の経費であります。平成16年度に3小学校においては寄附で、他の小中学校においては、保護者負担で購入いたしております。平成17年度小学校入学児童からは、市費で購入していますが、今年度につきましては、TOSテレビ大分からの寄贈があり、配布をしたところであります。

また、無くしたり、使用ができなくなったものについては、市費で補充をしているところでございます。

議員ご質問の、防犯ブザーの点検については、7月の校長会で、不審者等への児童生徒への日常の指導として、防犯ブザーの使い方、防犯ブザーの携帯及び使用可能かの確認等を行うよう指導するとともに、子ども連絡所への駆け込みや、車のナンバーの読み取り、独りにならない指導等も併せて行うよう指導してまいりました。

さらに、報告、連絡、相談の徹底、教職員の危機管理意識の高揚等も各学校で徹底するよう伝え、安全指導に全力を尽くすよう指示しているところでございます。

各学校においても、防犯教室の開催や、随時、防犯ブザーの所持や点検を実施し、いざというときに使用できるように日常から点検整備を行うよう児童生徒に指導を行ってきたところであります。

今後につきましても、所持点検を定期的に行い、学校、保護者一体となった取り組みをさらに推進していきたくと考えています。

また、各学校でスクールガードや地域教育ネットワークの活動を通して、児童生徒を守っていただいておりますが、さらに地域の目、保護者の目で児童生徒を守っていく所存でありますので、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 市民課長河野三男君。

○市民課長（河野三男君） 公益通報者保護法についてお答えします。

まず、議員ご承知のように、公益通報者保護法は、平成16年に制定、公布され、本年4月に施行されました。この公益通報者保護法制定の背景につきましては、議員のご質問にもありましたよ

うに、近年、食品の偽装表示事件を始め、国民の生命や身体の保護、消費者の利益の保護等に関わる事業者の法令違反行為が発生しておりますが、これらの事業者の法令違反行為の多くは、事業所内部の関係者からの通報を契機として明らかにされてきています。

労働者が公益のために通報を行う場合に、どのような通報の内容をどこへ行えば解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかについて、これまで必ずしも明確ではありませんでした。

そこで、公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、通報者保護に関する制度的なルールを明確化するために法制定されたものでございます。

このことを受けまして、本市といたしましては、本年4月より市民課市民相談係が相談窓口となり、市民相談と運用上の一元化を図ったところでございます。なお、通報者に対する対応といたしましては、個人情報の取扱いには充分留意するとともに、通報内容が公益通報者保護法の対象となる415本の法律に該当するかどうかの判断を基本といたしているところでございます。

また、違法行為に関する内容に伴う処分が行われた場合につきましては、権限を有する行政機関の紹介や関係課との連絡連携による取り組みを行うようにしているところでございます。

なお、この法律の周知につきましては、本年4月の新しい制度でありますので、市民への周知が必要と思われ、市報7月号と12月号に掲載し、市民への周知を行ってきたところでございます。

今後につきましても、通報窓口設置について、市民の皆さんに周知してまいりたいと思います。そして、議員の質問の趣旨を理解いたしまして、これからも安全・安心のまちづくりに努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） では再質問をいたします。

まず、1点目の防犯ブザーについてでございますが、教育委員会としての指導、助言をなされているということで理解をいたしました。先程申しましたように、大阪府のある小学校の取り組みをご紹介いただきましたが、これは定期的に点検することによって、安全の意識を高めることと同時に、意識を持続させる効果があると思います。これも指導方法の一つと考えられます。

ちなみに、今日ここに防犯ブザーを持ってきました。これは380円。定価はもっと高いんですが、これはある電気店の推薦の商品でした。これが380円。ここで鳴らしてみるとびっくりしますので鳴らしません、これが大体値段がですね

100円ショップで100円から最高で1,500円まであるんです。値段がいいのは、なぜいいかということ、音量が大きいことと、光点滅も付いてるわけです。で、それから生活防水、雨に濡れても大丈夫だと。だから値段が安いのは、電池がすぐ切れたり、防水がない。それから音量が小さいということです。

そこで、私たまたまネットで調べてみたら、保守点検の要らないメンテナンスフリーの最新の警報グッズをご紹介します。ここに持ってきました。

こういう笛で、電池はなんもありません。自分の息で吹けばいいわけです。このことについて、中身をちょっと説明しますが、この商品はテレビでも紹介され、注文が殺到し、フル生産しているそうです。商品名は、ヘルプ、助けて、それからピーとなるから「ヘルピー」と、なるほどなかなかいいネーミングを付けてしてるなど、ヘルピーといいます。

この笛の特徴は、鳴る音は人の聴覚に最も反応する周波数、3,000ヘルツ、1秒間に3,000回振動するように設計をされています。吹くだけで、雑音のある日中の市街地でも、半径100メートルぐらい、郊外なら300メートル先まで届くそうです。防犯だけでなく、防災にも役立ちます。標準小売価格は420円ですが、特別販売価格は大体330円程度です。ご参考までにご紹介をいたしました。あとでこの笛と、参考資料を教育長さんに差し上げますので、一応参考にしてください。別に私はメーカーから何もいただいておりません。

次に、2点目の公益通報者保護法でございますが、公益通報者保護法についての当市の広報紙がですね、平成18年の7月号「みんなの掲示板」というところのこの上のほうにですね、少し掲載されておりますが、これはですね、後半の部分を読んでみますと、要するに大分県庁のホームページ並びに公益通報専用電話のほうへということでお知らせしてるわけです。

で、これはですね、宇佐市の、お隣の宇佐市のホームページですが、これは、暮らしの情報、各種相談というところで、公益通報の受付についてということで、こういうまず窓口をとって、で、ここをクリックすると、こういうふうに詳しく書いてあります。そして県のほうのホームページと電話で知らせておりますが、大分県内では、宇佐市と大分市だけのようです。

で、まず、当市のホームページにも窓口を設置していただくといいなというふうに思うわけです。で、いわゆる大分県庁公益通報専用電話のほうへと中継ぎとして、豊後高田市のホームページに道しるべがあったほうがこの法律のコンプライアンス、法令遵守の観点からすると必要なことで

12月12日

あると考えますが、いかがお考えでしょうか。この件についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 市民課長河野三男君。

○市民課長（河野三男君） 議員さんご指摘のようにホームページの掲載を含めまして、市民に周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 12番吉高彰生君。

○12番（吉高彰生君） 再々質問をいたします。

公益通報者保護法のホームページについては、検討されるということでご返答をいただきましたので、そういう方向でよろしく願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菅 健雄君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） 20番川原直記でございます。今回、4点ほど質問をいたします。

最初の、新型交付税でございますが、トップバッターの近藤議員のときに市長が少し述べられましたし、後の木村議員が同様の趣旨のことで質問するというので、私は2番以下を質問したいと思っております。

本年10月から1月にかけて、市内6箇所地域振興会議が開催されました。私も真玉地区の会場に参加して、皆さんの意見を聞いた一人でございます。

市長の考えや財政内容の説明を皆さん熱心に聞き入っていました。各会場での意見や要望等の内容を詳しくお伺いしたいと思ひますし、その対応を決定しているものがあればお聞きしたいと思っております。

また、今後は、若い世代を限定しました意見交換会や会議を開くことも重要ではないかと思っておりますので、そういった予定がありましたらお知らせください。

また、財政やサービス低下になった理由の説明を、あらゆる機会を通じて市民に理解してもらえる方法を考えるべきであると思ひます。真玉会場のことで言えば、担当者の財政説明で、参加者も内容をかなり理解したように見受けられました。私自身もそう思っております。

次に、教育問題につきまして3点ほど伺います。

1つは、3歳児の幼稚園での保育であります。その3歳児保育の導入を希望する住民保護者が多いということであります。今回も、私を含めまして、4人ほどの議員が同様の質問を通告しております。真玉に限って言えば、6～7年間、また、新市になっても同じ希望が市民にあります。早急に実現できるように市当局に要望いたします。

2番目の問題としまして、全国的にもここ数年、自殺者まで増えているいじめ問題であります。また、同時に不登校等の案件が報告が当市にありま

したら、小中学校の現状をお聞きしたいと思っております。

また、教育問題の3番目として、私自身17年6月議会で質問しました登下校の危険箇所の見直しの安全対策についてであります。

その後、ハザードマップや生徒児童への警鐘もしていることではありますが、大人ができる安全対策を早急にしていくほうが間違いないと思っておりますし、予算はかかりませんが、事故があつては取り返しがつきません。今一度、対策のできる場所をしっかりと対応してほしいと思っております。

次に、特別養護老人ホームや老健施設への入所条件について、お伺いします。

高齢者対策の中で、特養や老健施設の入所についてであります。

特に、介護保険や自己負担の改正等で、個人がもっています国民年金や老齢年金等で、施設への入所負担額が毎月賄えられないという不安の方も多いと伺っております。現状の入所にした場合、総合的な月々の負担等を詳しくお示しいただきたいと思ひます。

また、施設の費用が不足する場合の緩和策も同時にお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 川原議員の、振興会議の結果と対策についてお答えをいたします。

本年度の地域振興会議は、市内6地域で開催いたしました。225名の方々が参加をしていただきました。

先程ご質問の中にもありましたように、20代から30代の若い世代の方々の出席というのは、全体的に少なかったと私も思っています。しかしながら、これからの地域を支えていく貴重な人材である若い世代の方々の意見をより多く聞くことも、地域振興にとっては重要なことだと考えております。

いままで、私どもは、商工会議所の青年部、それからまた、農業後継者の方々と議論する場を設けておりますけれども、今後は、より多くの若い世代の方々と議論の場を設けてまいりたいと思っております。

そういうことの中で20代、30代の方々と協議というものも、また新たなものとして考えていきたいと思っております。

次に、合併後の財政等の説明責任についてでありますけれども、本年度の地域振興会議では、現時点で本市が置かれている状況を具体的にお示しして議論することを目的といたしました。そういう中で、行政改革の取組状況はどうかと、そしてまた総合計画の内容をお示しし、そして、議論を深めていきたいといったところでございました。

そういう中の、皆さん方にこれから現在職員に対しても、合併の必然性、なかなかやはり周辺部の方々にとっては、合併したのは悪かったというそういう意識のほうが強いのではないかとということで、まあ、どうしても合併しなきゃならなかったんだというのは、新聞をご覧になればわかると思いますけれども、ただ、職員としても、やはりその説明責任はあるのではないかと、そういうことも思っております、合併の必然性とその効果及び行政改革に対することについて、職員ともどもいま、勉強してるところでございます。

そういうことから、今後住民の方々から聞かれても、また反対に、職員から地域の方々に積極的に今の財政状況、行革の状況、そしてまた、これからどうするんだということを説明をするよう、それも正しく説明するように、研修することにしたしておりますし、そういうことによって、皆さん方に、できるだけ多くの住民の方々が、やむを得なかったんだなという、そういうことをご理解していただくようにしたいと、そういうふうに思っていることであります。

まあ、これからはいかにして市政の状況を住民の方々に説明していくか、それと同時に、住民の方々の意見をどう把握していくか、そういうようなことを繰り返していかなくちゃならないと思っておりますが、まあ、ある意味においては、振興会議に集まってきていただいた方々、少し少なかったかなあという。昨年場合は、なんとか皆さん方集まっていただくということで、極力そういうようなことをやりました。今年については、皆さん方のご意見を聞きたいという話の中で、皆さん方のこういう意思によって集まっていただくと、そういうふうなことでやってみたくてあります。そういう面の中で、昨年、そして今年と2ヶ年開いてみて、皆さん方のご意見というものをできるだけ実行していきたいと。皆さん方のご意見、そのもの内容としては、やはり身近なことが一番多かったと思います。まあ、特に多かったのは、やはりタクシーの話だったと思います。

そういう面で、皆さん方、身近にあるそういうものについては、関心があるんだなあとということで、これからはそういうようなものでやっていきたいと思っておりますし、今ちょっと把握しておりませんので、担当課長にあれば、またやらせていただきたいと思っております。

そういうことで、その他のご質問につきましては、教育長と担当課長にさせます。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。
○教育長（都甲桂一君） 川原議員の、教育問題3点についてのご質問にお答えいたします。

まず、最初に、幼稚園の3歳児保育の件でございますけれども、ご案内のように、幼稚園は生涯

にわたる人間形成の基礎を培うための幼児教育の場として、学校教育法の規定により設置されるもので、本市は、夢いろ、真玉の2幼稚園を設置いたしております。

夢いろ幼稚園では、3歳児保育を行っていますが、7園を1園に統合する際、県下に先駆け実施したものであり、多くの希望者がいましたが、20名の定員で実施しているところであります。

また、幼稚園の3歳児保育制度は、県下14市中、5市が導入していますが、その141の公立幼稚園中、10園が実施し、そのうち、3歳児単独クラスを設けている園は、本市の夢いろ幼稚園を入れ、3園のみとなっております。

真玉小学校附属幼稚園につきましては、保護者から3歳児保育の導入について要望をいただいております、教育委員会といたしましても、その趣旨は理解できるものであります。

しかしながら、先程申し上げましたように、現在実施していません夢いろ幼稚園の3歳児保育は、先駆的な取り組みであり、今後真玉幼稚園をどのような方法で実施するか等も含め、幼児教育の面からも検討を行い、できる限り早期の実現を図りたいというように考えていますので、ご了承をお願いいたします。

次に、いじめや不登校の現状についてお答えいたします。

議員ご質問の、福岡県筑前町で、いじめを苦に自殺した中学2年生の男子生徒を始め、全国各地で、いじめに起因する自殺が相次ぎ、さらに、自殺を予告する手紙が伊吹文部科学大臣宛に郵送されるなど、いじめ対策が喫緊の社会問題となっております。

このような中、県教委は、いじめの問題に関する緊急調査を実施し、いじめの実態を報告しました。県内の公立小中学校で、2,910件のいじめが今年4月から7月の間に発生しており、豊後高田市では、小学校15件、中学校で10件の報告が上がっています。

いじめの内容につきましては、ひやかし、からかいが最も多く、仲間外し、暴力を振るう、持ち物隠しと続いています。

教育委員会といたしましても、今回の福岡県での自殺を受け、生徒指導の一層の充実を図る旨の文書を緊急に送付し、指導の徹底を図るとともに、毎月の校長会で、教育相談員から、いじめの防止策や、子どもの心をつかむ手法等、生徒理解に関わる話をしているところであります。

各学校におきましても、毎月の校長会での教育相談員からの資料をもとに研修を深めるとともに、定期的に生活アンケートや面談を実施し、生徒理解に努めています。

また、いじめは、どの学校でも起こり得るという認識に立ち、教職員が一人ひとりの児童生徒の

12月12日

些細な変化にも気を配るとともに、保護者との連携をさらに深め、一丸となって、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに取り組んでいるところであります。

また、現在、不登校児は、小中学校合わせて10名でございます。そのうち7名は、今年4月に開設した適応指導教室ピリブへ週3日通っています。そこでは、指導員2名の指導の下、悩みからの解放と社会性を培う教育等受けながら、日々の学習に頑張っているところであります。

いじめや不登校を出さない安心して学べる学校を作るためにも学校、家庭、地域が一体となった教育の町にふさわしい環境づくりに取り組んでいく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目の、登下校の安全対策についてでございますけれども、ご案内のように、昨今、児童生徒の登下校中を狙った痛ましい事件、事故が相次いで発生し、深刻な社会問題となっております。このような事件、事故を未然に防止するため、本市では、県教委の補助事業であります、地域教育振興モデル事業の導入、及びスクールガード制度に取り組むなかで、通学路において不審者に狙われやすい少人数での通学区間のハザードマップをもとに、児童生徒の登下校時における安全確保を行っているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、市内に2名配置しておりますスクールガードリーダーによる登下校時における恒常的な巡回パトロールを実施しております。さらに、自治会、老人会、民生委員及びスクールガード等の地域住民は、啓発用の帽子等を着用して、児童生徒の登下校時に合わせて、恒常的に犬の散歩や健康ウォーキングを行ったり、車両用のステッカー等を貼り付けての巡回パトロールを実施するなかで、通学路での安全確保に取り組んでいるところでございます。

また、新たに各小学校区単位では、見守り活動の協力チラシを作成し、全戸配布または、班回覧板形式で取り組みを依頼するなかで、指定した日時に、各公民館を中心に、保護者、スクールガード、地域の健全育成協議会及び地域住民の方々との連携により、児童生徒の下校時における声かけ等を含めた見守り活動を行う一斉行動日を設けている小学校区もございます。

なお、2学期末より全小学校において日時を決めての一斉行動を実施する準備も進めているところでございます。

今後も、地域総参加の中で、子どもたちの登下校時における安全確保の取り組みを、日常的に定着させていきたいと考えております。

また、ご質問のありました、通学路における危険箇所等の対策につきましては、家庭、学校の中で、児童生徒に対し、これまで以上の安全面に対

する指導をお願いするとともに、関係機関とも協議をしまいたいと考えておりますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 川原議員の、地域振興会議でどういう意見が出たかということについて、お答えを申し上げます。

先程市長からご答弁がございましたように、やはり身近な周辺の問題に係る問題が多かったんですが、中でも火葬場の問題、それからケーブルテレビ、あと公共交通としての市民乗合タクシー等の問い合わせ、その他が多ございました。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。
○保険年金課長(小野俊久君) 川原議員の、特別養護老人ホームや老健施設の入所条件についてお答えします。

介護保険施設への入所につきましては、まず、要介護の認定が必要であり、施設と利用者の契約により入所することとなります。また、施設の入所に係る費用は、介護サービス利用料、食費、居住費及び雑費であります。所得の低い方に対しての利用料は、高額介護サービス費の上限額が基本額より低く設定されています。さらに、居住費、食費の費用につきましても、利用者負担が低く設定されております。

次に、年金額と入所費用の関係であります。利用者負担段階が1段階の老齢福祉年金受給者につきましては、平成18年度の年金額40万5,800円に対して、年間の入所費用は概ね29万円でありますので、入所費用が上回ることはないと思われま

す。また、利用者負担段階が2段階の住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方の年間の入所費用は、概ね45万円でありますので、一部の方で入所費用が上回ることが考えられます。

なお、所得の低い方で一定の要件を満たす方は、利用料を25パーセント軽減する制度もござい

ますが、それでも入所費用が年金収入額を上回る方につきましては、家族等の援助が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 20番川原直記君。
○20番(川原直記君) はい、再質問いたします。

先程、市長のほうから振興会議の結果、お話がありました。今後はですね、市長も言っていましたように、20代、30代の方の会議に、出前講座といひますか、出前をしまして、財政等、市の状況を詳しく皆さんにお知らせをいただければ、ご

理解をいただける面も多いかと思っておりますので、ぜひそれは実行していただきたいと思っております。

若い方の中でも、急にいろんなサービスが、例えば子どもの2子、3子目の補助が打ち切られたとかいう話を聞きますが、これもぜひ前もって詳しく説明をいただければ理解できたが、去年までいただいていたのに今年はないということで、皆さん非常に心情的には不満を持つて方も多いかと思っておりますし、ほかの財政に関しましても、そういった丁寧な説明があると、皆さんも理解をいただけると思っております。

また、ホームページ等を見ましても、他市において、常時市の財政等を掲載しているところもありますし、そういったことも利用していただきながら、広報等も大いに利用して、今後とも訴えていただきたいと思いますと思っております。

次に、幼稚園のことなんですけど、先程、教育長のほうからもお話がありましたように、以前からそういったような答弁で終わっとるわけでございます。まあ、今、新市になりました議会におきまして、同僚の岡部議員からも3歳児教育についてお話がありましたときに、保育園との兼ね合いがあるからというようなことでございましたので、私は保育園に入る要件と幼稚園とはまた別な問題と思っております。幼稚園は満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、年齢に相応し、適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設ということで、文科省所管の学校ということになっておりますし、保育所は、また保護者の就労等、等々いろんな条件があるのではないかと思っておりますので、また、大園課長もおられますので、まあ3歳児が全員保育所に入られるのかということも一度伺いしてみたいと思っております。

また、ホームページ上でみますと、まだ、あの旧高田時代の6つの幼稚園の掲載しかございません。それで、いろんなホームページがあると思っておりますので、またお調べになって訂正をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、特別養護老人ホームのことでございますが、そういったいま受給している年金内で入所できることが可能だということで、これもまた、いろんな機会を通じて市民の皆さんにお知らせをいただければと思っておりますので、幼稚園のその問題につきまして、大園課長と教育長に今一度ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 再質問にお答えいたします。

先程、議員から、保育園との係わり等はあまりというようなご意見をいただきましたけども、やっぱり保育園との係わりというのも非常に大切な重要な問題になってくると、私たちは判断しており

ますし、ですから、こちらの1園にしたときも、非常に人数を絞ったということで、いつも3倍、2倍から3倍の応募がありますけど、それ以外の人は入れないという状況であります。

ですから、そういうことを考えると、真玉、香々地の場合でもそれよりもっと人数を少なくしなければならぬという状況は間違いないと思っておりますし、そういう面で、やはりその必要性は、先程申し上げましたとおりでありますので、早期の実現は私たちも考えていきたいというふうに思っておりますけども、その内容がどのような形、どのような方法でやるかというようなことは、それも先程申し上げましたように、充分検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長（大園栄治君） 川原議員の質問にお答えいたします。

保育所入所につきましては、私立保育園5園、公立保育園2園で対応いたしております。3歳児につきましては、現状待機されてる児童はおりません。全員入所しております。

もう1点、介護施設の利用料の払えない方の対応につきましてお答えをいたします。

介護保険制度における各種減免措置を適用後、なお施設利用料の支払いが困難な方につきましては、最終の救済処置としまして、生活保護制度の生活扶助あるいは介護扶助の適用が考えられます。これらの方につきましては、生活保護の申請をいただきまして、適正な調査を実施し、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） 私が聞きたかったのは、3歳児のですね、保育所に全員入れないということなんです。保育所の兼ね合いがあるということですが、保育所に入るためには、入所要件等がございます。私が申すまでもございませぬが、全員は、希望者は入れないということでございますので、その辺はよくよく理解をしていただきたいと思っておりますし、昨日、提案理由の中に、行政サービスで九州1位になったと、本市における教育の取り組みや子育て環境等が高い評価をいただいた、今後もこれらを恥じない、これに恥じないような真の市民サービス向上に努力するという市長の言葉もあります。ぜひともですね、そういった入れない3歳児のことを皆さんが要望してることと思っておりますので、ぜひともその実現に向けてほしいと思っておりますし、もし、3歳児の入園、保育所の入所緩和ができるなら、またそれも一つの方法ではないかと思っておりますので、ぜひその辺を勘案していただきまして、より早い段階に3歳保育を实

12月12日

現していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長(菅 健雄君) しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番明石光子君。

○10番(明石光子君) 10番明石光子でございます。通告に基づき一般質問を行います。

初めに、乳幼児医療費の助成制度についてお尋ねいたします。

これまで3歳未満まで無料だった通院医療費が、大分県の制度改正に伴い、豊後高田市でも県の要綱どおりに、10月から対象者が就学前までに拡大されました。所得制限もなく、すべての乳幼児が対象となるこの助成制度は、大分県が取り組んだ画期的な子育て支援事業だと高く評価しております。

しかしながら、医療費等に一部自己負担が伴うようになったことから、ほとんどの市で独自の助成制度を設けて、これまでどおり無料化の方向が示されています。

東京都の中野区では、来年10月から中学3年生までの入院、通院に係る医療費の助成について、自己負担額3割分を全額助成する方針も打ち出されております。子育て家庭にとって急な出費となる子どもの医療費は大きな負担になると思われま。本市でもさらなる支援策を講ずるお考えはないのか、お尋ねいたします。

次は、教育問題について2点お伺いします。

初めの、真玉小学校附属幼稚園の3年保育導入の問題につきましては、先程、川原議員の質問に対し、早期の実現を検討していきたいとの教育長からのご答弁でしたので、私からも、一日も早く保護者のニーズに応えられるようお願いをしておきます。

3年保育が導入されれば、当然園児の人数も増えるわけですが、現在、登園の際の交通手段としては、幼稚園専用のスクールバスではなくて、園児は、真玉小学校の送迎バスを利用しています。合併によりかなり広範囲から幼稚園に通う園児にとって、小学校のスクールバスの利用だと、所によっては朝7時過ぎに乘車しなければならない園児もいて、登園までに1時間以上もバスに乗るという状況だと聞いております。その上、小学校の児童が優先のため、行事等によっては園児はもとより、バスを運行するにあたっての関係者は非常に不便を強いられているということですが、今後3年保育を導入していくについては、スクールバスの利用面ですますます不便な状況も考えられます

が、幼稚園専用バスの運行計画も同時進行で進められているのでしょうか。保護者からの要望等について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

次は、いじめ問題についてです。

昨年9月、北海道滝川市の小学校で女児がいじめを苦に自殺を図りました。当初、市教委は、「いじめがあったとは考えていない」としていましたが、女児の遺書の内容が報道されると、事件から1年以上経った、今年の10月5日になって、遺書の内容を踏まえ、いじめであると判断したと認める供述をしております。

福岡県でも中学2年生の男子生徒が自殺。原因は、やはり友人のいじめと、中学1年のときの担任による言葉の暴力でした。子どもを守るべき立場の教師が、しかももっとも信頼すべきクラス担任がいじめに関わっていたなど、以前も何度か問題になりましたが、全くもって信じがたい事件です。

その後も大阪、岐阜と、連日各地で連鎖反応のように、いたいけない児童生徒のいじめによる自殺が繰り返し続いております。いじめの問題につきましては、いじめられる側にも何らかの原因があるかのような意見も聞かれますが、決してそうではなく、いじめる側が100パーセント悪いのは、言うまでもありません。

過日の新聞報道によれば、県下の公立校でのいじめは3,446件あり、約4割は継続中だとか、従来の文科省の調査によると、県内では190件との報告です。一体どのような調査をしていたのか、疑問でなりません。

そこで、何点かお伺いいたします。

1つは、いじめる側の教育についてですが、教育再生会議の議論の中では、大切な1人の命を奪うほどの卑劣極まりないいじめについては、いじめた側に対し、学校への出席停止等も視野に入れた議論もなされたようですが、根本の解決方法は、いまだ見出せない状況です。

幸い、豊後高田市では、今のところいじめによる自殺等の事件は起きていませんが、いじめた側の指導について、どのような対応をされているのでしょうか。

2つ目は、一般で言われているような事実を隠蔽するようなことはないと思いますが、学校がいじめを把握した場合、また、保護者からの訴えがあった場合の対応については、どのようにしているのでしょうか。

3つ目は、スクールカウンセラーの活用について、どのような取り組みをされているのでしょうか。事業効果等について、具体的事例があればお聞かせください。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 教育長都甲桂一君。

○教育長(都甲桂一君) 明石議員の、教育問題

についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、専用通園バスの運行についてでございますけれども、現在、真玉小学校附属幼稚園に通園する園児については、真玉小学校の児童が乗るスクールバスと同じバスで通園しています。

10月19日、保護者の方々から幼稚園バスに関する要望書が提出されました。教育委員会といたしましては、バスに乗車し、実態把握を行い、検討するとともに、PTAの方々との協議を重ねてまいりました。来年度に向け、さらに関係者と協議を行い、園児になるべく負担がかからないような方策も検討していきたいと考えています。

幼稚園教育は、これからの人間形成の基盤をなすものであり、教育委員会といたしましても、精一杯の努力をいたしたいというように考えておるところでございます。

次に、いじめ問題についてお答えいたします。

先程、川原議員にご答弁申し上げましたとおり、本市におきましても、いじめの実態があり、その解決に向け、各学校とも真摯に取り組んでいるところであります。

これらのいじめに対して、各学校では、被害児からの訴えや子どもの様子、面談やアンケートから、いじめの実態をつかみ、そして、事実確認を行い、いじめの卑劣さ、いじめられているものの思い等を加害者に聞かせ、指導を行ってまいりました。

また、被害者については、じっくり悩みを聞き、いつでも相談にきてほしい旨を伝えるとともに、いじめを学級全体の問題と捉え、いじめのない学級づくりに取り組んできたところであります。

また、マスコミ等で、当初、いじめの実態はなかった、知らなかったと発言し、その後いじめがあったと発言を覆すシーンや報道を目にしますが、確かに、今のいじめは陰湿で、周りに特に教師や保護者にわかりにくい構造となっており、学校側もいじめの発見は難しいところもあります。

本市におきましては、毎月開催される校長会で教育相談員から配付される資料をもとに、各学校で研修を行っています。さらに子どもの訴えに耳を傾け、些細な変化も見落とさない指導の徹底を図っており、指導体制の万全を期してきました。

いじめ等を発見または相談を受けた場合は、教師1人で解決しようとせず、校長や生徒指導主任を中心とした組織を立ち上げ、全員でその解決に当たる態勢を取っています。そして、知りえた情報は、皆で共有し、該当の保護者にも事実を伝え、共に解決していくようにしています。

また、教師の言動がいじめに発展したという報道もありましたが、教師自身の言動にも充分注意を払い、教育公務員としての自覚と責任を果たすべく、職務を遂行するよう徹底を図ってきたところであります。

いじめの定義は、自分より弱者に対して一方

的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているとなっておりますが、この定義に拘らず、相手がいじめられたと感じれば、それはいじめだという認識に立ち、どの学校、学級にも起こり得るという共通理解の下、生徒指導を行っているところでございます。

さらに、生徒指導の一環として、本市では、高田中学校、真玉中学校、香々地中学校にスクールカウンセラーが配置されており、他の中学校には、月に1回、中津教育事務所に所属する教育相談員の巡回相談を実施しています。昼休みや放課後、スクールカウンセラーのもとへ生徒が相談に来て、「私が聞くだけでしたが、すっきりした顔で出ていきました。」といった報告も聞いており、思春期を迎えた子どもたちには、とても重要な存在と考えています。

また、道徳や総合的な学習の時間にスクールカウンセラーが外部講師として入り、心にしみ入る話をされたとの報告も受けています。

いじめ防止には、常日頃から児童生徒の人間関係や生活の様子を把握することが大切と言われております。今後とも、学校、保護者、さらに地域が一体となった指導体制を構築していく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 明石議員の、子育て支援についてお答えいたします。

本市では、子育て支援は、重要な施策として位置づけ、常日頃より各種事業の推進に鋭意努めているところでございます。乳幼児医療費制度につきましては、先の定例会でご答弁してまいりましたように、大分県の制度改正に伴い導入した制度であり、新たに一部負担が生じるものの、全体的には、補助を受ける対象者の拡大が図られ、改正前よりさらに子育てをされている家庭の経済的支援につながるものであると理解しております。

本制度は、大分県が新たな子育て推進策として改正した、全国的にも先進的な制度であり、本市といたしましては、検討の結果、大分県の要綱に沿った形での制度改正を行ったものでございます。

議員ご指摘のとおり、他市の動向等、環境の変化はございますが、改正後の乳幼児医療費助成制度は、10月に施行したばかりの制度であり、今後対象者に対してどのような助成効果があるのかなど、充分見極めながら事業の推移を見守ってまいりたいと存じます。今後ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 10番明石光子君。

○10番(明石光子君) それでは、再質問をい

たします。

いじめ問題については、ますます複雑かつ陰湿化していく傾向も否めません。文科省も根本的な解決策に苦慮しているといった状況です。命の大切さについては、道徳教育の基本として、本市教育委員会も当然力を入れておられることは承知しておりますが、やはりこれからは、子どもたちが成長していく過程で、あらゆる暴力から自分の身を守る術を身につけさせることこそ最大の課題だと思います。

よって、私はNPO法人等が主催しているキャップ(CAP)プログラム、いわゆる子どもへの暴力、防止、通称CAPプログラムの導入について、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

併せて、また県下で導入している学校があれば参考までにお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 教育庁学校教育指導室長 早田義司郎君。

○学校教育指導室長(早田義司郎君) 明石議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の、CAPプログラムの導入についてでございますが、CAPプログラムは、子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分の身を守るための知識や技能を持つことを狙ったものであります。

本市内の小中学校では、CAPプログラムを実施したことはありませんが、県下の学校では、別府市、それから宇佐市等の学校で実施していると聞いております。

このCAPプログラムは、子どもワークショップ、参加型学習といいますが、それと、大人及び教職員を対象としたワークショップがあり、子どものワークショップを実施する場合は、大人及び教職員のワークショップを前に実施しなければなりません。また、この実施には経費も必要となってきます。

本市の学校では、警察や関係機関等のご協力をいただき、不審者対策を含めた防犯教室や安全教室、さらに、道徳や総合的な学習の時間を利用しての人権学習等を行い、自分を大切に、そして他人を大切にすることを学んでいます。また、本年度は、地域ぐるみの学校安全体制整備推進モデル事業の指定も受け、小学生に副読本「チャオ私たちの安全」を配布し、学習を進める予定でもあります。

議員ご提案の、CAPプログラムを指導方法の一つと考えておまして、各幼・小・中学校へ紹介するとともに、児童生徒の人権や安全を守る取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 10番明石光子君。

○10番(明石光子君) CAPプログラムにつ

いては、私も調査をしておりますけれども、全国的には、かなり今こういったいじめの問題等が発生しているなかで、進んでいるというふうに認識をしております。特に、予算面でかなりな予算が必要ということもありますけれども、これは茨城県でしたか、PTAの事業で行っているところもあります。非常にこれは効果を上げているということもありますし、また、県の事業で、ご近所の底力再生事業助成金といった事業を利用しながらやっている学校もあるようでございます。

また、岡山県では、県がエンパワーメント事業として予算付けをしているといった状況もありますので、今後、当市におきましても、他市、他県の状況を調べていただき、効果のあるものであれば、できれば導入をしていただき、子どもたちの道徳教育に力を入れていただけたらと思っております。

以上で終わります。

○議長(菅 健雄君) 2番安達 隆君。

○2番(安達 隆君) 2番議席の安達でございます。一般質問を行います。

内容は、自治会の脆弱化とそれに関わる個別募金の減少化についてであります。

現在、市内には、アパート、マンション等が建ち並び若い世代の入居が進んでいます。そういった中で、価値観の変化、多様化が進み、1ヶ月4000~5000円程度の自治会費を納めなくても、市報、その他の配布を読まなくてもやっていけるという人たちが増えつつあります。もちろんこのことが自治会への加入率の低下を招き、さらに、個人情報の守秘義務の徹底化により、隣りには誰が住んでいるのかわからないといった現状があります。自治会自体には強制力はなく、困っている状況です。

市当局も、自治会の充実の中に行政の充実、前進があるのだと認識し、自治会未加入者及び家主、管理人に強く呼びかけるべきではありませんか。

現在、豊後高田市では、緑の募金、社会福祉協議会、日赤募金、赤い羽根募金、歳末助け合い募金と、年に5回の募金事業を展開し、そのほとんどを自治会頼りにしています。

多くの自治会は、会費の中から少なくない金額を募金に充てているという状況です。

戦争が終わって60年以上経過するなか、共同募金にあっては、GHQの指導の下に、戦争孤児を救おうと始まった募金であり、当時の戦争孤児と言われる人たちは大体もう70歳ぐらいになっておるとい状況であります。また、歳末助け合い募金は、生活保護を受けている人を除く人たちで、民生委員の人選による、年を越せない人への援助金であります。

自治会自体の脆弱化に伴い、善意の募金の仕組み自体が曲がり角を迎えていると言わざるを得ない状況にあります。私自身、募金行為を否定する

ものではありませんが、募金の事業主、そして行政は、時代に合った仕組み作りを考えるべきであり、考えるべき時期に来ているのではありませんか。

1回目の質問終わります。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長鴛海豊君。

○市参事兼総務課長（鴛海 豊君） 安達議員の、自治会加入についてお答えいたします。

議員におかれましては、平成3年より16年間にわたり、区長、自治委員として市政全般にわたるご支援、ご協力いただき、また地域活動では自治会活動の中心となり、ご尽力いただていることに対しまして、感謝申し上げる次第でございます。

ご質問の、自治会への加入についてでございますが、自治会は、地域におけるコミュニティの核として、住民同士の連帯感を高める各種活動、災害時における相互協力など、明るく住みよい地域づくりの実現に向け積極的に取り組んでいただいており、市といたしましても、大変重要な組織であると認識しているところでございます。

ご質問にありましたように、近年、アパート、マンション等への入居者の増加、また、それに加えまして、社会的価値観の変化、多様化等によりまして、自治会への加入率の低下が憂慮されているところでございます。

このようなことから、市民課窓口におきまして、転入、転出、転居の届出の受付の際に、住居の該当自治会名、自治委員の氏名及び連絡先を記入いたしました連絡表をお渡しし、自治委員へ異動した旨の報告をするようお願いし、自治会への加入を勧めているところでございます。

また、毎月1日に自治委員に依頼しています配布文書の中に、前月までに異動があった自治会につきましては、異動報告書を同封し、その状況を報告しているところでございます。

なお、先月には、市民課におきまして、家主や仲介業者にも、このような状況から自治会への加入の必要性を理解していただきますようお願いしたところでございます。

今後につきましても、アパート所有者や管理人等との協議を行いながら、自治委員とも連携をいたしまして、アパート等へ異動のときなど自治会加入が図られるよう努力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 安達議員の、個別募金についてお答えいたします。

議員ご質問の、各種募金事業につきましては、自治委員の皆様のご理解とご協力がなければ、これら事業推進は困難であり、改めて自治委員の皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

主な募金事業につきましては、まず、日本赤十字事業がございます。赤十字の精神は、人類愛の心、我人とともにあり、という人類の連帯感から出発しています。

この赤十字精神によって、国内的にも国際的にも相互に理解を深め、助け合って、人間の命と健康を守り、平和な社会を維持することにあります。日本赤十字社は、世界181ヶ国の赤十字社、赤心月社と連携し、紛争による犠牲者や自然災害による被災者の救援及び発展途上国等に対する復興支援、開発協力を行っております。

これら事業は、皆様からいただいております社費、寄附金を財源として実施されております。

次に、赤い羽根共同募金事業や歳末助け合い事業につきましては、区域内における地域福祉の推進を図るため、皆様からいただいた寄附金を、区域内において社会事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を経営するものに配分することを目的としております。

募金は、市民一人ひとりの善意と自治会奉仕者の方々によるご尽力の賜物であります。昨今の社会状況の変化により、この募金額が伸び悩んでいる点につきましては、大変苦慮し、心痛めているところでございます。

新たな募金方法としては、ダイレクトメールによる勧誘などが考えられていますが、自治会等による戸別訪問方式が最も有効な手段と考えております。

今後は、アパート所有者等と協議を行うとともに、自治委員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 2番安達 隆君。

○2番（安達 隆君） 現在、今行った質問は、自治会の脆弱化、そしてそれに伴う個別募金が減少化しているといった内容ですが、現実に自治会に入っていない人たちは、この5回の募金に参加していないといった内容であります。自治会員の減少は、すなわち個別募金の減少につながるわけでありまして、今後に向けた重要な問題であります。さらに強力に、市当局は、総務課、福祉事務所を中心に対応していただきたいと考えております。

最後に、先般の6月議会で永松市長に要請しましたところの市場の視察を、もう12月が近づいております。野菜、果物、そして鮮魚の流通が激しくなると。地域の流通の基幹である市内の市場の視察をされるようお願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） 32番堂園慶吾君。

○32番（堂園慶吾君） 32番堂園慶吾でございます。私は3点ほど質問をしたいと思っております。

12月12日

まず1点目は、平成19年度の予算編成についてでございます。

2点目は、地方分権と法定外公共物についてですが、これについては、先に近藤議員より一般質問をしております、関係部分が同じようでございますので、この地方分権と法定外公共物については、削除したいと思います。

3点目は、市職員の飲酒運転についてお伺いをいたします。

飲酒運転による痛ましい悲惨な事故が本年度大変多くございまして、国家公務員あるいはまた地方公務員が毎日のようにテレビ、新聞紙上に報道されております。今年の夏休みには、一家5人の乗ったRV車が、市職員が大酒を飲んで橋の上でRV車に追突をし、一家5人車ごと海に転落した事故はまだ記憶に新しいと思います。尊い3人の幼い兄弟が死亡し、全国的に大きなショックがございました。そのため、全国一斉の飲酒運転取り締りを9月の12から18日、7日間、飲酒運転による逮捕者が九州、山口、沖縄で40名、酒気帯び運転で検挙されたのが647人でした。このため、全国の県や市町村では、飲酒運転に向けての条例、規則、基準が作成され、独自に作成され、飲酒運転撲滅のための指針を発表しております。

豊後高田市については、この点どのような基準を作っているのか、作っていただければお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 堂園議員の、飲酒運転についてお答えいたします。

まず、飲酒運転に係る処分基準についてでございますが、本市におきましては、福岡市における事故報道の直後の8月27日に、庁内LANにより飲酒運転など公務員の信用を失墜するような行為を決して行わないよう周知を図り、また9月1日の定例課長会においても、懲戒処分基準を配付し、全職員に供覧し再確認させることで意識統一を図ったところでございます。しかしながら、9月に入ってから、他の自治体などによる飲酒運転事故などの報道が続き、9月20日には、大分県が飲酒運転に係る懲戒基準を厳罰化する改正を行いました。また、他県の自治体においても、このような厳罰化の動きが見られるなど、大変大きな社会問題となったところでございます。

このような状況を考慮いたしまして、本市といたしまして、県内他市に先駆けまして、10月1日に基準を改正いたしました。そして10月2日の定例課長会議におきまして、この基準改正の趣旨と厳罰化をした内容について、各所属長が職員に直接指導するよう指示したところでございます。

なお、12月1日に定例課長会を開催し、年末

年始を迎え飲酒の機会が増えることが想定されますことから、この飲酒運転撲滅を含む綱紀粛正について、各所属長に周知徹底するよう指示したところでございます。

今後につきましても、議員ご指摘の趣旨を理解いたしまして、飲酒運転の撲滅を図り、市民の負託に応えるよう職員に徹底してまいりたいと思っております。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願います。

○議長(菅 健雄君) 3番堂園慶吾議員に確認します。2番目の地方分権と法定外公共物については、削除と言われましたけど、1番についても削除でいいんですか。平成19年度の予算編成については、何もあの…。

○3番(堂園慶吾君) それだけ、2番の公共法定外公共物は、削除するということです。

○議長(菅 健雄君) 1番については、1回目の質問で言ってませんが。

○3番(堂園慶吾君) 1点目はその質問するんじゃない。2点目については、

○議長(菅 健雄君) いや、いま、1回目の質問の中に、2番の削除だけの通告があって、1点目については、質問がありませんから、いま確認しておるところです。

○3番(堂園慶吾君) いやいや、その1番目は、言わなかったかい。

○議長(菅 健雄君) じゃあ、言うたということですか。

○3番(堂園慶吾君) いえいえ、財政のことを言わなかったかい。

○議長(菅 健雄君) そいじゃあの…。

○3番(堂園慶吾君) もう一度言いましょう。

1点目の質問はですね、平成19年度の予算の概要、要求基準について質問します。

まず、19年度予算については、すでにご承知のとおり、毎日のように新聞紙上に上げられているように、国の経済財政運営における基本方針の中を見ますと、歳出全般にわたって徹底した見直しを行い、歳出の抑制、つまり削減という財政の効率的な運営ということで、公共事業の削減や国庫補助の負担金の見直しなど、地方財政に及ぼすような構造的改革を基本とした取り組みをしようとしている。私ども建設業を営む者として、平成19年度予算について、国より地方自治体に対し、どのような通達がなされているのか。

来年度予算編成にあたって、国と地方を通じ地方自治体とのプライマリーバランス、すなわち国と地方の関係などどのように考えているのか。また、本市の現況はどのような流れになっているのか、お伺いをします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市参事兼総務課長鴛海

豊君。

○市参事兼総務課長(鴛海 豊君) 堂園議員の、飲酒運転についてのご質問で、厳罰化した基準の内容と市長から指示を受けました各所属長においての具体的な取り組みについてにお答えいたします。

まず、改正により厳罰化した基準の内容についてでございますが、改正前の基準につきましては、飲酒運転による人身事故は、免職、停職もしくは減給処分を基本とし、また、飲酒運転による物損や違反などは、免職、停職、減給もしくは戒告処分を基本とするといったように、処分内容に幅のある基準でございましたが、改正後の基準につきましては、飲酒運転による人身事故は、免職処分に、飲酒運転による物損や違反などは、免職又は停職処分にするというように、改正前に比べ、減給や戒告処分の余地のない基準といたしたところでございます。

次に、市長から指示を受けました、職員への説明や職場での取組状況についてでございますが、基準改正等の通知文と改正基準の趣旨につきましては、市長の指示を受けまして、各所属長自らが所属職員に対し十分に説明するとともに、いかにして飲酒運転、その他の非行為を未然に防止できるかについて真剣に考え、意識統一を図るため、創意工夫をし、管理監督の責を果たすよう努めてきたところでございます。

具体的には、勤務時間終了後の飲酒運転撲滅を議題といたしました会議の開催や、飲酒運転の撲滅宣言書へ各職員が署名捺印することや、朝礼時を利用いたしまして、各職員が飲酒運転撲滅のために具体的に取組事例の発表など、各所属において行って、飲酒運転の防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 堂園議員の、平成19年度の予算編成についてお答えします。

議員ご質問の、国の予算は、概算要求基準の中で、平成19年度の公共事業関係費を3パーセントマイナスシーリングといたしております。これは国の基準でございまして、地方も必ずこのようにしなければならないということではございません。

地方交付税をもらわない不交付団体など、自主財源が多く、財源に余裕があるところは、独自の予算編成を行っているところでございます。

しかしながら、本市の場合、自主財源が乏しいため、歳入全体の4割を地方交付税に依存しております。国庫補助金、負担金や地方譲与税など含めると、7割が依存財源でございます。この地方交付税の総額といたしましては、国が毎年2月に、地方交付税の規定に基づきまして、地方団体

の歳入歳出総額の見込みに関する書類として策定する地方財政計画の中で示されております。

本市のように、地方交付税など大きく依存する財政基盤の弱い団体にとっては、この地方財政対策は切っても切れない大変重要な事項でございますので、国の施策によりまして財政運営の方向が決まるといっても過言ではないと思っております。

このように、国の財政状況が大変厳しいため、地方交付税は年々減らされており、本市の財政は大変厳しい状況であります。しかしながら、先程、市長から近藤今朝則議員にご答弁申し上げましたように、行政の責務として住民福祉の増進のため、又は地域の振興、それから安全、安心のための施策など、市に必要な事業は取り組んでいかなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 32番堂園慶吾君。

○32番(堂園慶吾君) 再質問いたします。

再質問を行います。飲酒運転のほうからでございますが、先程、市長さんよりそういう説明がございました。規則とかそういう基準について制定されたということですが、制定をされた内容については、市役所の中だけじゃなくて、一般市民にもそういうことがあるなということを知周する必要があるんじゃないかなと思うんですが、この点についてお伺いします。

それから、19年度の予算については、苦しいながらも厳しい状況であり、地方への歳出の削減につきましては、本市の平成19年度予算についても、市民の視点に立って、その理解、納得が得られるような削減の取り組みが大事であるかと思っております。現在、豊後高田市に所有する公共財産、つまり、土地、建物等の不必要なものについて、処分したらどうかといった質問を昨年いたしました。その後の進捗状況はどうなっているのか、それも併せてお願いをしたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 堂園議員に申し上げます。今の2番、2項の件は取り下げたのではないんですか。

○32番(堂園慶吾君) いやいや、それは一般公共の法定外公共物じゃ。これは予算関係で、そういう不必要な財産があれば、それも処分して、いくばくかの予算につながるんじゃないかなと、私はそのように思っております。したがって、そのものの処分についてどうなっているのか、併せてお願いをいたします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市参事兼総務課長鴛海 豊君。

○市参事兼総務課長(鴛海 豊君) 堂園議員の再質問で、飲酒運転についての規則の等の市民への周知の関係でございますけども、この基準につきましては、もう議員もご承知のように、職員に

に対する基準でございまして、こういう場で皆さんにもご紹介してますように、市民への公開という、周知ということにはならないんじゃないかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上でございします。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。

○企画財政課長(野村信隆君) 再質問にお答えします。

先程もご答弁申しましたように、厳しい財政状況でございしますが、産業振興、それから地域振興、それから市民の安全、安心のための市に必要な事業につきましては、実施していく方針でございします。

次に、集中改革プランにおける歳入確保策でございしますが、遊休財産の購買による目標を約600万円と定めて取り組みを強化しているところでございします。その進捗状況でございしますけど、すでに住宅用地として長年にわたり貸付けを行ってきたところを中心に、昨年度から売却を進めた結果、本年度上半期までに目標額以上を達成したところでございします。さらに、本年度下半期におきましても、更地や空き地などを中心に、購買の準備を進めているところでございします。なお、売却する物件につきましては、場所的な問題や形状、それから建物の老朽化などにより、そのまま処分できるようなものは少ないのが現状でございしますが、今後とも可能な限り取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございします。

○議長(菅 健雄君) 32番堂園慶吾君。

○32番(堂園慶吾君) 予算について詳しくわかりました。それと飲酒運転についても、そういうことであれば、いわゆるこの場で規定ができたということで、我々も安心をしているというか、よかったんじゃないかなと、このように思っております。事故のない町にすることが大事じゃなからうかと思っております。

最後に、今後とも財産問題についても一生懸命頑張って、その成果を上げるように、お願ひを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

39番木村修一君。

○39番(木村修一君) 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。39番議席の木村であります。私は2点についてお尋ねいたします。川原議員との一般質問通告で重複している点がありましたが、議員の自主的な取り下げにいただきまして、私が質問させていただきます。

まず、1点目、新型交付税改革で、市財政への影響はどの程度あるのでしょうか。また、19年度以降の財政移行の説明をお願いいたします。

国は、地方交付税改革で、財政力の弱い自治体

に不利なような見直し、新型交付税を人口規模、土地利用形態、面積を基準として配分額を決めるとありますが、小規模自治体はますます財政運営が厳しくなるのではないのでしょうか。交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定のサービスが提供できるように、財政を補償するもので、地方税の不足する自治体に配分され、市町村自治体の一番の依存財源が削減、減額され、歳入不足を発生した場合、市行政改革大綱、総合計画基本構想基本計画の、今後、また増額されていくであろう、医療費等の義務的経費の説明をお願いいたします。

質問2点目、去る8月27日、日曜日、紀伊半島と四国沖を震源とする東南海・南海地震が同時に発生、豊後水道と瀬戸内海沿岸に対して津波警報が発生との想定で、地震、津波被害の防災訓練がありました。私も参加をさせていただきました。市内に津波被害予想地区があります。対象地区33箇所、市指定避難場所9箇所、また、地域には一時避難所があります。避難はしたけれど、誘導者も避難者も、避難場所に標高、海拔がわからないようでは、まったく心無い感じます。そのため避難場所を、「市指定避難場所、海拔何メートル」と書いた標識、標柱を立てる必要があるかと感じました。市長さんのご検討をお願いいたします。

終わります。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 木村議員の、国の交付税改革等による市財政についてのご質問にお答えいたします。

新型交付税により、市の財政がどうなるかということは今予測するのは非常に困難でございしますけれども、今後、国が申し上げています、いろいろお話しいたしておりますように、どうしても交付税の算定基礎が人口と面積ということでやっていくということは、これは間違いないものだと思っております。まして、その中で、今まではいろんな付帯事項、過疎そしてまた離島、その他、私どもの中央から離れた農村部における有利な条件を少しずつ外されることは間違いないのではないかと感じております。そして、また、それと同時に、戦後最悪といわれる国の財政難の中で、地方交付税そのものが抑制をするということになるかと思ひます。最近の新聞すべてがそうだと思ひます。

また、先般の内閣府が経済財政諮問会議に提出した試算資料では、地方交付税等は、平成23年までに3割近くも減少するとしており、あまりにも急激な減少に危惧しているところでございします。

全国的に平成17年度の決算ベースでみますと、市町村が自由に使えるお金であります一般財源等の収入のうちで、自主財源である市税がほとんどのところで6割を占めており、依存財源である地

方交付税は3割を切っております。

しかしながら、過疎地域である本市では、自主財源である市税は僅か2割で、依存財源である地方交付税が7割を占めており、残りの1割も国県から地方譲与税と交付金をいただくということでございます。

これを、先程言いましたように、全国一律に地方交付税を削減すると、それと同時に面積、人口案分といたしますと、大分県の市の中で、津久見市を除いては豊後高田が人口も最後であります。一番人口が少ない。そしてまた面積も、津久見を除けば、ちょうど、まあ別府市が私どもよりは少ないということがありますけども、別府市の次だということになります。そういう面では、非常にこの交付税を削減ということは、非常に大きな財政(聞き取れず)になるということでございます。

ご承知のように、平成16年におきましては、この地方交付税が国の三位一体改革などによりまして大幅に減少いたしました。本市の場合は、前年度に対し、マイナス8.4パーセント、額にして5億4,000万減少いたしました。このような極端な財政状況の悪化が過去に例がなく、その結果として、経常収支比率が1市2町を合成しますと100パーセントを超えたわけでございます。そういうことで、基金の取り崩しを行うなど、市の財政は極めて危機な状況に至ったわけでございます。

ところが、一時的ではございますが、平成17年度は市町村合併による地方交付税の加算措置等がされました。そういうことで、交付税の増により歳入が増えましたし、また、それと同時に、皆さん方にもお願いし、事務組織機構の統廃合で歳出を削減をいたしました。そうしますと、経常収支比率は現在90.0と、平成15年の水準に戻っております。しかしながら、これは本市の財政基盤が、地方交付税を始めとする国の地方財政対策に大きく依存しているということで、すぐまた三位一体改革が始まった、国と地方一体的な財政健全化の取り組みの速度によっては大きく揺れ動きますので、またこれが100に近くなるということは、もう早晚わかるわけでございます。そういう面では、この交付税の削減の速度によって、私ども大きく揺れるという、このような急激な経常収支の変化というものは、努力以上に交付税の動きによってなっていくという、そういうような非常に脆弱なる財政規模でございます。

例えば、先日、自治委員会連合会の役員の方々がご訪問しました日出町と比較をしてみますと、平成17年度の決算状況を比較しますと、豊後高田市は人口2万5,000で、税収が18億、地方交付税が64億であるのに対して、日出町は人口2万7,000で、税収が29億、地方交付税はたったの19億となっております。地方

交付税についてみれば、本市には、市町村合併の特例措置により、日出町より45億も多く交付されております。これにより歳入歳出の合計も、日出町は全体で76億です。それに対しまして、本市は148億と、約2倍の予算規模になっております。これは、自治会の連合会の役員さんが行って、まさに見た状態であろうと思います。まあ、しかしながら、今、本市の財政を支えております地方交付税が、このままいくはずはありません。地方交付税の確実に減少する方向に動いていることも事実であります。将来的に、例示した日出町と同じ財政規模で行政を運営していかなくやならんとはくるだろうと思っております。

次に、今後の財政見通しにつきましては、全国的には、景気回復による税収の増加が期待されるようでございますけども、自主財源に乏しい本市のような過疎団体は、財政の見通しを立てるにあたっては、地方交付税制度を抜きにしてはあり得ないわけでありまして。そういう面では、地方交付税削減の大きな流れの中で、削減をいかに最小限にとどめるか、そしてまたそれを実施していくにしても、緩やかな段階的にもなるように、関係機関に要望を続ける必要はあろうと思っております。

また、実質公債比率についてでございますが、本年度から着手しております、ケーブルテレビ施設整備事業、学校給食センター建設事業、及びこれからやります火葬場建設事業等に係る起債は、通年ベースの約2倍の20億程度には達する見込みでございます。今後5年間程度、公債費が引き続き高い水準で推移し、実質公債比率も地方債の発行にあたって、県知事の許可の必要となる18パーセントに近い水準になるものと思われまして。

このような状況の中で、将来に向かって効率的な行政運営をするためには、先程も申しました、集中改革プランを着実に実施するという、そういうことがまず第1であります。そういうことによって、歳出全般の合理化と、そしてまた財源配分の重点を図ることによって、歳入の面では企業誘致等をさらに推進して、やはり税収を伸ばさねばならない。そして、自主性、自立性の高い財政運営の確保が必要であろうと思っております。今後こういう面におきまして、税収を増やすとともに、これから行革をし、この削減をしながら、行革が終わった段階で、随分やっつけいけるのではないかと。そういう面では、今年が、来年、平成17年から17、18、19年がちょうど真ん中でありまして。20、21年、これを過ぎればなんとかいけますけれども、ただやはり税収をどういうふうにして増やしていくか。まあ約束としては、合併をすれば10年間はという話がありますから、日出町のほどはまだまだないんではないか。そういうようなことはありますけれども、やはり日出町の人たちはそれで許すかどうかということもありましょ

12月12日

うし、やはり地方交付税が徐々に減っていくということは、やはり考えておかなきゃならんだろうと、そう思ってる次第でございます。

その他ご質問に関しましては、担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長鷺海豊君。

○市参事兼総務課長（鷺海 豊君） 災害時の避難場所についてお答えいたします。

近年、多発しております、地震や風水害などの自然災害による被害を最小限に食い止めるために、市といたしましても、万全の対策が講じられるよう、日ごろからの備えとして、各種取り組みを推進しているところでございます。とりわけ本年度におきましては、議員のご質問の中にもございましたように、東南海・南海地震における津波被害対策といたしまして、大分県総合防災訓練を市内沿岸地域の多くの住民の皆さんの参加をいただきまして、実施いたしましたところでございます。

また、真玉、香々地地区の防災対策といたしまして、大雨時等における浸水常襲箇所であります浜下、臼野浜、叶洲、松原地区の計4箇所に防災用ライブカメラを設置し、災害時等における現地状況を市各庁舎と県豊後高田土木事務所において、リアルタイムで確認できるシステムを構築いたしましたところでございます。そのほか、災害時における一般通信等が使用できない場合における通信手段の確保のために、衛星携帯電話を各庁舎に配置をいたしました。また、今年度から新たな市単独事業としての助成制度を活用した、地域防災訓練等を自主防災組織とともに開催し、地域住民の防災意識の高揚と防災対策の向上に努めているところでございます。

ご質問の、市指定避難場所に、標高、海拔を示す標識の設置につきましては、ご承知のとおり、市内には、市指定避難所が37箇所、市指定避難場所が35箇所、計72箇所ございまして、住民の皆さんに対する周知につきましては、市のホームページでお知らせするとともに、9月の台風シーズンを前に、各自治委員を通じて全戸に一覧表を配布するなど、周知に努めているところでございます。

今後につきましては、市民が避難所、避難場所を確認するための標示板等の設置について、総合的に検討をいたしますとともに、津波の対象となります沿岸地区の避難所、避難場所につきましては、標高、海拔を記載した標柱を議員ご質問のとおり、設置をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 39番木村修一君。

○39番（木村修一君） 17年度歳入歳出決算審査を見ますと、監査の結果、財政構造の弾力性

を示す経常収支比率は、変動はありますが、前年度の101.2パーセントから11.2ポイント低くなり、90.0パーセントとなっていることに、市長さんを始め、市職員の方々の相当なる努力の結果だと思っております。財政改革で無駄をなくするのは結構でございますが、やりすぎると地域の活性化をなくすようになる点があるかと思っておりますので、ご配慮のほどをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 5番の岡部心介です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、1点目は、農業振興についてであります。

水稻は、近年、異常気象が原因と思われる、4年連続の不作となり、今年は特に品質、収量ともに低下をし、改良普及所の予測も超えるような、過去に例がないような被害状況で、県下の作況指数は70台にまで落ち込みました。また、収量の見込み違いから、被害を補償する農業共済の申請をせずに、支払いを受けられない農家が約7割に上るともいわれております。

12月市報にも掲載されましたが、県は平成18年近代化資金水稻被害対策支援資金制度を設け、市町村長の災害証明を受けた農業者を対象に、個人で200万円、法人で1,000万円を上限とする被害状況に応じた低利の融資制度を設けました。しかし、これには付帯条件がありまして、農業総収益が200万円以上か、あるいは総収入の2分の1以上を農業収入が占めることなどがあり、この条件に達しない多くの小規模農家は該当しないかと思われます。しかし、近年の不作による痛手は、小規模農家にとりましても同様で、今後もこういう事態が続けば、さらに生産意欲の減退にもつながり兼ねません。これら小規模農家へも低利の融資制度などを市独自の支援は考えられないか、お尋ねをします。

また、県は、気象変動や高温障害に強い稲の品種改良に取り組んでいると報じられていますが、この実現の見通しについても伺いたいと思います。

次に、地域振興についてお尋ねをします。

合併後、従来の自治会活動への助成金が大幅に削減されるなか、いま、新たに自治会の再編統合が進められようとしておりますが、地域住民の交流や環境美化など、様々な自治会活動に伴う、人身事故等、様々なアクシデントの備えとして、市の保険制度の現状はどうなっておりますか。すでに設けられているなら、制度について説明を、設けられていないなら、その制度の必要性をどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

通告の観光振興については、先程、近藤議員からの答弁で理解をいたしました。今後の観光振興の計画の推移を見守らせていただくこととして、

了とさせていただきます。

次の、乗合タクシー制度についても、先程答弁がありました。真玉の地域振興会議でも負担増や不便さなど様々な意見が出されておりますが、この会議に出られなかった多くの方にも、利用者の方にはいろんな意見があるかと思えます。今後、利用者全体の意見集約をどのように図り、改善策を講じるか、今後の対応について伺いたいと思えます。

また、乗合タクシー路線のない、山間地の乗合タクシー空白地域の交通弱者対策については、今後どのようにお考えか伺いたいと思えます。

5点目の真玉幼稚園の3歳児保育の問題につきましては、これも先程から明石議員並びに川原議員からございました。私からも早期実現を切に要望するものでございますが、先程申されました、定員枠というふうな条件につきましては、ぜひともPTAとの十分な協議、検討をすべきと考えますが、いかがでしょうか。その点をお尋ねします。

また、幼稚園の専用通園バスの問題についても、先程、明石議員からの質問に対して答弁がございました。私も、実態を、試乗したり、あるいは調べたPTAの保護者にお尋ねしたところ、やはり小学校の行事などの都合で、特に香々地方方面の園児は帰宅するバスの、帰着ですね、帰りのバス、降園の帰着する時間が学校の行事などで変則的に変わったり、あるいは園児によって、毎日のその帰着時間が夕方6時近くにもなっているというふうにも聞きまして、幼い子どもたちにとっては大変過酷ですと話されておりました。さらに、早期に実現を取り組まれるという3歳児保育が導入された場合、さらに幼い子どもがこのバスを利用することになりますが、今のままの制度で果たして対応できるのか、保護者の方は大変心配をされております。負担のかからない方策をとられると先程教育長さんからご答弁ありましたが、この負担のかからない方策ということについても、ぜひともPTA保護者の方々と充分なご協議をいただきたいと思えますが、その点についてお尋ねをいたします。

それから、6点目のいじめの問題につきましては、状況と対策につきましても、明石議員から質問があり、理解のできるご答弁ありましたので、これも取り下げをいたします。

次に、7点目の学校選択制について伺います。先日、『NHKクローズアップ現在』で、東京品川区の学校選択制の問題が大きく取り上げられました。品川区では、小学校が2000年から、中学校が2001年からこの制度を導入しておりますが、児童の一極集中化による学校間格差の拡大と同時に、地域性の衰退が問題化している実態が報じられ、コメンテーターの東大教授の佐藤 学氏は、学校教育にまで市場化原理を持ち込むこと

を批判し、教育と地域のつながりこそ、教育の大変重要なポイントであると強調をされておりました。

また、大分市では来年度から試験的に選択制を運用する見通しですが、これまで住民説明会を開催し、あるいは広く市民から意見を募集し、また市議会にも説明をし、様々な角度から賛否両論が起こっております。選択肢として、隣接する学校区に限定した定員枠を設けるなど、大変慎重な対応となっております。本市においては、昨年度、これまで議会でも取り上げましたが、臼野小学校では、7人の子どもが全員真玉小に入学し、新1年生はゼロになるという異常事態が発生をしました。品川区と同様、今後、同様の格差の拡大、地域性の衰退が懸念をされます。大分市のように、地域や定員枠の一定の制限を設けるお考えはないか。そして、この選択制については、今一度原点に立ち返り、制度のあり方について、学校、保護者及び地域住民にアンケートを実施し、意識調査をすべきではないでしょうか。意向についてお尋ねをいたします。

最後に、生活保護制度についてであります。

生活保護受給者が、全国では104万にも達するといわれるなか、国から70歳以上にこれまで上乗せ支給されてきました老齢加算が、本市では1万5,430円今年度から廃止をされ、16歳から18歳までの母子家庭、母子加算が2万600円、来年度までに段階的に廃止されます。

全国的に、この廃止に対しまして、受給者の生活を大変圧迫していることが深刻な事態を招き、いま社会問題となり、憲法で保障された基本的生存権を奪うものだとして、裁判に訴える動きが全国的に活発化しております。こんな状況の中、自治体福祉がこのような生活保護対象者に対して無関心でいいわけはありません。これらの加算廃止による影響、実態の把握、あるいは対策は講じられているのか、お尋ねをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 岡部議員の教育問題についてのご質問にお答えいたします。

まず最初の3歳児保育の導入と専用バスの件でのご質問で、3歳児保育の件でPTAの協議ということがございましたけども、この人数についての協議については、PTAのご要望のみをそのまま受け入れさせていただくということには、先程川原議員に申し上げましたように、非常に難しい面がございますので、ご理解いただきたいというように思っております。

それから、通園バスの件でございますけれども、これは、負担がかからないような方向で今後検討をしていきたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、学校選択制の問題でございますけれども、これにつきましても、本市の場合に、本年度は小学校で15名、中学校で、来年度の動く子どもですけれども、1名でありまして、そんなに多くの異動というのはしておりません。そして、臼野小学校の問題を先程ご指摘いただきましたけれども、これは、それぞれ臼野小学校の校長ほか教職員の努力もありまして、徐々に人数については定着の方向を辿っておりますし、どうしてもその生活の都合、あるいは保護者の都合、あるいはまたスポーツ少年団の都合等に行くというようなお子さんがいた場合には、そのほうが、本人にとっては、今後学校生活の中でも有益になるのではないかというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

定員枠、あるいはまた、この制度のあり方についての意識調査等につきましては、今年第1回の定例会で議員にご答弁申し上げましたとおりでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 農林振興課長北崎順一君。
○農林振興課長(北崎順一君) 岡部議員の農業振興についてお答えをいたします。

まず、県の支援制度の条件に達しない小規模農家等への低利融資など、市独自の支援制度の設置についてお答えをします。

本市における平成18年産水稻の状況は、夏季の日照不足等の天候不順、台風13号等により作況指数が72となり、過去最低の不作となりました。救済措置といたしましては、市長が提案理由の中で、米の被害状況について申し上げましたとおり、農業共済制度と品質低下に対応するための損害特例措置があります。この措置は規格外の米の等級を3等米に格上げする特例措置でありまして、市長自らが大分県農業共済組合連合会に出向き、国への働きかけをお願いしたところであります。

さらに、被害農家の救済措置といたしまして、市、県、金融機関が利子を負担する、低利の水稻被害対策資金を制定しました。また、過去に各種制度資金等の融資を受け、今年度支払いが困難な被災農家に対しましては、償還延長の手続きを受けられる旨の通知を行ったところであります。

次に、気象災害に強い品種改良の見通しについてお答えをします。

本市のヒノヒカリの作付けは、水稻作付面積割合の92.1パーセントを占める水稻の主力品種となっています。これは、ヒノヒカリの安定した食味とブランド力による販売面の有利さが影響しているためであります。しかし、1品種の作型が集中することにより、気象災害に左右されやすい

状況となっております。このような現状を踏まえ、1品種集中の危険分散のため、大分県においては、本年度、高温に強いニコマル、収穫期が遅いアキマサリやアキサヤカを県内6箇所の実験ほ場に植え、収量や品質、食味を精査し、今後、遅くとも平成20年産の作付けから奨励したいとの考えを示しています。また、技術面においては、ヒノヒカリの高温障害を避ける細植えの徹底や、気象変動に対応できるきめ細やかな営農情報を提供する体制を整備しなければならないと考えているところであります。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 岡部議員の地域振興についてお答えいたします。

本市の自治会活動に伴う人身事故等に対する補償につきましては、豊後高田市市民総合災害補償規則に基づき対応をしているところでございます。

まず、この補償制度の仕組みでございますが、市が全国市長会の市民総合賠償補償保険に毎年1年契約で加入することによって運営しております。なお、保険の掛け金につきましては、住民基本台帳人口に基づき、全額市が支出しているところでございます。

次に、補償の対象となる行事等でございますが、市が主催するスポーツ、文化活動等の社会教育活動、社会福祉やボランティア活動など、参加中の方が万一事故に遭われた場合、被災者の方へ補償金を給付するというものでございます。また、自治会の自主的な活動として、市の公の施設を清掃中の方が、川沿いに設置してあった防護柵の欠落部分から落下し負傷した場合や、草刈機の操作誤りにより負傷した場合なども補償の対象となるところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 乗合タクシー制度についてお答えをいたします。

利用者全体の意見集約と今後の対応についてであります。市民乗合タクシーにつきましては、10月2日から試験運行を行い、11月末までに延べ2,975名の方の利用がなされております。現在、私どもや運行事業者に直接ご意見をいただいたり、また、市内で開催いたしました地域振興会議におきましても、ご意見をいただいたところでございます。これまで寄せられました主な意見といたしましては、午後の便の追加に対する要望、路線の変更や料金に関するものでございます。本運行の移行に際しましては、市民の方々の意見や試験運行期間中の乗降データを踏まえ検討してまいります。路線経路や料金に関する事項の改正につきましては、道路運送法の規定に基づき設

置する地域公共交通会議での協議を経た後、同法に基づく認可を得て実施するものでありますので、試験運行期間中での路線経路や料金についての改定は考えておりません。

また、運行時間や運行日の変更につきましては、変更した体系での新たな乗降データを収集するため、関係機関との調整により、1月から対応してまいりたいと考えております。

次に、乗合タクシーの路線のない、空白地域の対策についてであります。現行の乗合タクシーにつきましては、廃止バス路線の代替を基本として、地域間の交通体系の公平性の観点から運行しているものでありまして、現在の運行体系を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の、生活保護制度についてお答えいたします。

生活保護制度といたしましては、わが国の法的救済制度の中でも、最後の救済制度と位置づけられており、その種類は生活扶助を始め、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助により構成され、援助を必要とする人の実情、実態に即応し実施されることが、原則となっております。

これら扶助の基準につきましては、毎年度、厚生労働大臣が各地域の生活様式や物価等の違いにより、全国を1級値の1から3級値の2までの6つの級値に分類し、基準額を設定することとされており、当市は3級値の2の基準を適用することとされております。

また、老齢加算などの加算につきましては、生活扶助における年齢別個人的経費の第1類比と、世帯人員別の世帯共通経費の第2類比により、賄うことのできない特別な事情があると見込まれる者に対し、認定することができる基準であり、老齢加算、母子加算、障害者加算などの8種類の加算があります。

議員ご質問の老齢加算につきましては、社会保障審議会、福祉部会に設置された、生活保護制度のあり方に関する専門委員会よりの中間報告を受け、平成16年度から段階的に縮減され、平成17年度を最後に、廃止となったものであります。

また、母子加算につきましても、同報告を受け、16歳から18歳の子どものみを養育する一人親世帯について、平成17年度から段階的に廃止していくこととされたものであります。本市対象者の実態につきましては、平成18年4月1日現在、老齢加算廃止対象者が54名、母子加算減額対象者はありません。また、担当ケースワーカーによる戸別訪問を実施するなど、生活実態の把握に努めてまいりましたが、事前の制度周知や3年間の激変緩和措置により、混乱はなかったものと認識いたしております。

今後も、国よりの法定受託事務である本制度の運用実施にあたっては、セーフティーネット最後の施策であることを充分理解し、適正実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 再質問をいたします。

まず、真玉幼稚園の3歳児保育と通園バスに関わる問題ですが、先程、教育長さんは、3歳児保育のそういった条件については、PTAの言うままにするわけにはいかないというふうなことで、PTAとの協議は考えてないようなことを申されました。また、負担がかからないという方策についても同様の答弁だったとお聞きをしましたが、私は何もPTAの言うとおりにしてほしいと申し上げているわけではございません。PTAの方々、やはり一番当事者として状況等を詳しいわけでございますから、一方的に教育委員会が形を決めて押し付けるようなことがないよう、負担のかからない方策につきましても、やはりどのようなこと、どのようなやり方がよりベターであるかということ、やはり保護者の方と入念にお話し合いをぜひもっていただきたいという思います。

それから、学校選択制につきましては、いま現状では今年度など特に大きな問題がないという答弁でございました。確かに、今年度を見てみると、その新入児がゼロになるという事態は発生しておりませんが、この自由選択制、どこの学校にでも行っていいですよという制度は、いつ何どき、また白野小学校のようなケースが発生しないという保証はございません。

で、特にこの学校選択制についてでございますが、国がいま推進しておりますこの学校選択制、あるいは統一学力テスト、その結果の公表、あるいはいま、政府与党内でも異論のあるバウチャー制度などは、1980年代イギリスのサッチャー政権の下で行われた教育改革がモデルになっておるといわれております。この本家のイギリスでは、学校間で人気、不人気校の勝ち組、負け組を作り、格差が拡大し、また、統一学力テストの結果、学校の存廃をも左右するほどの点数至上主義が生まれ、授業がテスト科目に偏重し、画一的授業が行われ、また教育水準局の査察があまりに厳しく、学校と教師は重圧とストレス下に置かれたといわれ、国民の不満が大変高まりました。そして、やはり教育にこの市場原理を持ち込んだのは、確実に敗者を作るシステムであったとして、行き過ぎであったとの国民的な機運が高まり、イギリスですでに全国的に見直し、この学校選択制についても見直しが進められているというのが現状と聞いております。

まあ問題がないという認識ですが、果たしていま、その光の面については教育長さん確かにいつ

も行きたい学校が、行きたい子どもが学校に行けていいのではないかと、それで学校間の切磋琢磨が進むというふうなことが言われておりますが、先程申し上げましたように、NHKのテレビで取り上げられた、地域ぐるみの教育、教育と地域との関連の重要性というふうなことについては、どのように認識なのかお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、この小規模農家の支援の質問であります。この等級の特例措置の働きかけ、あるいは償還の延期といった制度を、市長のお働きによりまして導入していただいたということについては、大変感謝を申し上げますが、先程私申し上げました、低利の融資の制度を小規模農家に導入することを検討されてはどうかといったことについては、答弁がなかったように思いますので、再度この点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、自治会の保険制度についての質問であります。市はすでに総合賠償保険制度を設けてるといった答弁がございました。しかし、私の当地区の自治会長、まったくそのようなことは聞いてなくて、日出町で行われた研修の際に、日出町がそういった自治会保険制度を導入し、それに対して掛け金などを日出町が全額助成をしているというふうな話を聞きまして、地区の方々にも提案をしております。私ももちろん知りませんでしたし、自治会長もまったく市にそういう制度が設けられてるといふようなことも知らなかったわけでございます。やはりその辺のPR、制度説明が足りなかったのじゃないかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、生活保護の実態という質問をいたしました。本当にマスコミなんかでは、この老齢加算、あるいは母子加算の廃止で、本当に人間的な生活を奪われるというふうなケースが、最近とみに報道をされております。ケースワーカーさんの訪問などをさらに密にさせていただいて、これらの老齢加算廃止された方々、あるいは母子加算を廃止されたご家庭など、綿密な実態把握にさらに努めていただくことを要望をしておきたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 教育長都甲桂一君。
○教育長(都甲桂一君) 再質問にお答えいたします。

1点目の協議については充分保護者との意見等を聞いて協議をしていきたいと思っておりますが、そのまま受け入れることは困難であるということをおっしゃったわけですので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目の、教育と地域の皆さん方との関連ということでございますけれども、これ、私は非常に大事なことでありまして、地域の保護者、そしてまた地域の人材をご支援をいただきま

して、すべての学校で、それぞれの授業の中で、その技能を有する方をご支援いただいて、1時間1時間の授業、すべての授業でそれを取り入れるということは困難でありますけれども、それをすることによって、子どもたちの理解度が非常に高まっておりますし、そのような取り組みを全小中学校でも実施しておるところでございますし、これは大変大事な欠かせない、大事な問題だということに思っておりますので、それをすることによって、地域の皆さん方が学校を支援していただくようになりますし、また学校も、地域の皆さん方との連携を取ることで、前もありましたように、地域で子どもたちを育てていく、そしてまた登下校の安全、安心な子どもが生活をするということを、すべてにつながってくる問題でありますし、ぜひこのことは私も推進していきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 農林振興課長北崎順一君。
○農林振興課長(北崎順一君) 岡部議員の再質問にお答えをいたします。

小規模農家に対する低利融資の制度の創設ということでございますけれども、農業制度資金等はかなり多くの制度資金がございまして、非常に農家は恵まれておる環境にあると考えております。特に市が低利の融資を考えるとということでは困難であると思っております。

それから、現在、米農家に対する融資について希望を取っておりますけれども、大規模の農家で約5件の農家が希望が上がっております。非常に数としてはまだ少ないという感じがしますので、そのような事情を考えてみますと、低利融資の今後の創設は困難であるということになります。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 岡部議員の再質問にお答えいたします。

このような補償制度は、他の市町村でも設けられていると思っておりますが、議員ご質問のように、自治委員の方を始め、市民の皆様にはあまり知られていないようでございます。今後、市民の皆様が自治会活動等に、気軽に、安心して、そして積極的に参加していただけるよう、各種会議の席や広報紙等で周知をしまいいりまして、自治会活動が地域からコミュニティの輪がさらに広がるよう支援をまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。
○5番(岡部心介君) この自治会保険につきまして再々質疑を行います。

いま、課長申されました、市の保険制度と自治会独自で加入する自治会保険制度とは、補償の範囲がかなり違いがありまして、やはり自治会保険

のほうが大変幅広くいろんなケースに対応できるような制度になっております。例えば、自治会主催のイベントに来客が来られたと。自治会以外の方が来て何かの事故に遭われたと、そういったケースまでも保険の対象になっておりまして、市のいま現状の保険制度がこの自治会保険と比較して、同等にカバーできる、同等の適用範囲になっているのかどうかということが、先般、課長ともちょっとお話をしたんですが、定かではありません。やはり自治会によっては、独自で加入したいというふうな、うちの自治会のようなケースもあるかと思いますが、そういった自治会に対しての契約金、これ1自治会当たり確か8,500円ぐらいで、1世帯最低が130円だったか、ぐらいかと記憶しておりますが、その掛け金に対する半額助成なり支援ができないかということについて、お尋ねをしておきたいと思っております。そしてまた、いま申し上げました件も含めて、自治会長との会合の場で、入念なご検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっとその、半額助成ができるかどうかについてお尋ねをしまして、再々質疑を終わりたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 岡部議員の再々質問にお答えいたします。

PRにつきましては、各種自治会等にも積極的にPRしていきたいと思っております。先程議員が言われました、自治会保険等の関係につきましては、今後、市といたしましてはどのような対応すればいいのか、調査、研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(菅 健雄君) ここでしばらく休憩いたします。

3時10分から会議を再開します。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。

今日の議会は、私ども4年間の任期中最後の一般質問になりましたが、今日は朝から12人の方が質問通告されまして、これも合併後の議会、私も議員になって36年になりますけれども、12人というのは過去最高ではないかと思うんです。そのとりを務めることで光栄と思っております。

振り返ってみますと、私、初当選以来一般質問を続けておりますけれども、今日で143回目になります。市民の利益を守る立場から、質問要旨に従って一般質問を行いたいと思っております。

よって、市長は、今までも答弁聞きましたけども、ほとんど答弁なしですが、質問の趣旨を正確に捉えていただいて、傍聴者も多いようでありますので、市民に理解できるように、本当にわかりやすい言葉で明確な答弁をされるように要求をいたしまして、質問に入りたいと思っております。

第1は、敬老祝い品の問題であります。敬老祝い品は、合併する前までは、高田、真玉、香々地とそれぞれで事業内容が異なっておりました。もう香々地などはものすごい祝い品を出しておりましたけれども、平成16年の6月24日の合併協議会で協議をした結果、それぞれ差があるけれども、敬老会のやり方については、高田は区長さんを中心にご苦労していただいているけども、こういう方法でいこうと。やり方は今までどおりでしばらくいこうが、お年寄りに差し上げる記念品については、全市統一したものにしようということを決め、その額については、70歳には2,000円、77歳には3,000円、88歳には4,000円相当の記念品を贈答するというのが、満場一致で決定されています。しかし、実際お年寄りに配られた記念品は、昨年度は、70歳のもので840円の汗取りパット、77歳には1,278円のタオルケット、88歳には1,400円の綿毛布と、合併協議会の決定の金額と比べてみますと、半分以下、約4割の値段での品物が配られておることがわかりました。今年度は若干違いますけれども、今年度は70歳で1,746円の肌布団、77歳には1,500円のタオルケット、88歳には1,732円の綿毛布が届けられています。しかし、この敬老記念品の問題は、第1に、合併協議会で決定をしたその金額に比べて、平均しましても半分以下の金額の品物を選定したことが問題であります。選定そのものが問題です。2つ目には、さらに問題なのは、市のチェックが甘かったために、業者の不正を見逃してしまい、市が契約した品物と違う品物、いわゆる粗悪な品物がお年寄りに届けられたことです。第3には、不正が発覚したあとに、市長のいわゆる対応ですね、今後どうする、不正が発覚したあと、これをどうするのかということで、怠慢な、市長が怠慢だったために、お年寄り関係者を始め、特に各自治会の会長さんなどなど関係者に多大な迷惑をかけたことでもあります。

まさに、予算を削り、さらに契約とは違う素材品を届けるなど、お年寄りを食い物にするようなことは絶対許すことはできません。なぜそんなことが罷り通ったのか。その原因や問題点を明らかにするために、さらには不正が発覚したあとの市長の対応が適正であったのかどうかを明らかにするために、そして不正を再発防止をするために、以下11項目の質問をいたしますので、明確に答弁をしていただきたいと思っております。

1つは、昨年度の記念品の品目、この3種類は、いつどこで誰が協議をして決めたのか。選定の素案と決定のその根拠について示してもらいたい。

2つ目には、18年度は、70歳の記念品が汗取りパットから肌布団に変わってるんですけども、その変更した理由について。それも、いつ、どこで協議をしてそういうことになったのか。

3つ目には、業者から品物が納品を受けた場合には、検査をし、検査調書を市長に報告するようになっていますが、その検査は、いつ、誰が、どのような方法で実施したのか、検査の結果はどうであったのか。

4つ目には、契約と違う記念品が納入されたことを、いつ、どうしてこれが発見できたのか。

5つ目には、契約した品物と違う記念品が業者から納入された、そういう不正事実について、その原因や業者の責任などについて、どのように明らかにしていったのか、その結果について明確にしていきたい。

5つ目には、この記念品の不祥事について、市長は、いつ、誰から、どのようなこの不祥事の内容について報告を受けたのか。

6つ目には、その受けた後、この不祥事の事の重大さについて、市長はどのように認識をされたのか。これ、市長直々に答弁をしていただきたいんです。そして、市長として部下にどのような、今後どうせよというように指示したのか、明確にしていきたいと思えます。

7番目は、70歳、88歳の記念品が、これが粗悪品が送られていたということで、福祉事務所長名で、10月6日付けでそれぞれ葉書を出しています。700何十件にですね。それに対して、葉書を読んでみますと、なんと、これだけあってはならないような不祥事がありながら、その市長の責任、全然市民に対する謝りの態度が示されてなくて、なんとなく業者がたまたま間違っただから、業者が替えに来るみたいですね、曖昧な文書を送りつけておりまして、しかも期日が入ってないために、お年寄りはいつまでじっと待ちよけというのかと。お祝いでもらったけれどもね、使えない状況、使ってる人は、ああ、早くもうそら元に箱に戻さないかとか、いろんなもう大変な騒動が起こったわけなんです。ね。こんな葉書1枚で、お年寄り、88歳のお年寄りにね、もうかなりの方は施設に入ってる方、病院に入ってる方もありました。私かなり調べておりますけれども、あまりにもね、不適切なやり方ではなかったかと思うんですけども、その辺についてどのように反省されているのか。

それから、この8番目が大事なんですけども、今回、70歳と88歳用のこの記念品がこういう形で市が騙されたということになると、去年まではどうだったのかと、誰もが考えるべきではない

ですか。この豊後高田市役所の中には、市長以下誰も、去年までは間違いなかったんだろうか、調べてみようというような職員はいなかったのか。これ市長以下、幹部の責任も問われますけれども、それを取り扱ってるですね、福祉事務所の職員の中でも、そういう人が1人も出なかったかちゅうのは、非常に残念ですね。市民からとってみましたら。

よって、市が全然調べてないということを確認しましたので、私は独自に調査をしてみまして、びっくりです。

まず、その調査の結果ではですね、市長は、昨年も敬老記念品を、いま問題になっている市内の業者と契約をしてるんですが、それは3つの記念品のうちに、77歳のタオルケット分です。これがですね、私の調査では、契約と違う記念品であることが明らかになりました。

ここに、私、契約書のコピーを持っておりますけれども、その契約書によりますと、品名は、西川タオルケット、品質は綿、規格は140×200となっております。そして契約数量は383枚です。検査をした結果の検査調書もコピーがありますが、検査調書では、検査日は平成17年9月15日となっております、検査場所は真玉トレーニングセンター、検査職員は大園栄治氏となっております。契約者、契約の相手方は、宗印刷所、立会人は中尾武昭氏となっております。そして検査の所見では、契約物件に相違なしと記入されています。

しかし、実際お年寄りに届けられたタオルケットというのは、この契約書とは全然別な品物です。ここに現物があります。これは、私が何件も調査したなか、ある方が、もう大石さん議会で振り上げてやってくれんですかと言ってくれました。この人は、大事に、市長さんからいただいたちゅうことで、これをですね、アルバムに貼っております。これはそのまま包み紙からもう開けてなかったんですね。で、これがもうあちこち、私は真玉も香々地も調べました。そしたらですね、その調査の結果、西川ではなくてですね、品名は、高級タオルセットとなっております。メーカーは西川でなくて、三河繊維とあります。三河とは、漢字の三に、さんずいの河に繊維ですね、産元となっております。で、ここに電話をして今日聞いてみましたら、これはもう協同組合になっておりまして、それぞれの繊維会社からここに持ち込んで、この名前で売ってるようです。製造元がわかりましたので、製造元に電話してみましたら、「はい、このタオルケットが一番安いものですよ」と、「どこからですか」と言われましてね、こんなものかと言われましてね、「在庫はなんぼでもあります」と言われました。これは今朝の話ですよ。

で、まさに、規格もですね、メーカーも、契約している西川とは違いますし、規格も、契約では

140×200センチとなっているんですけども、この品物は200センチなくて190センチしか横幅が、10センチ短いわけです。いま、隣の岩本議員も呉服店やっておりますので、見てもらいましたけれども、こーんなものが！と、もうびっくりしてありましたけどね。山本議員も呉服店しておりますので見てもらいましたけどね、ひどいですねと。

入札した結果がこれなんですけどね、もともと飛び込んだために、もう業者の中では、ああ、この業者は違うものを入れてるぞというのはね、もう話題になっておったようですね。やっぱりそうかと。しかし、業者から調べるわけいかんと。大石さんよう調べたなあということになってるわけですよ。

これは、先日6日の日に市長宛にこの調査を申し入れしまして、立ち会った助役にも見てもらいましてね、まあ議会があるから、それまでに調査しようということで、もう調査済みでおると思いますが、やっぱこのことはちゃんと認めてもらってですね、前の70歳と88歳については、業者を呼んだらすぐ認めて替えましょうちゅうことになったんですからね、これだっただけで認めないちゅうこと絶対できないと思いますよ。そのことが、どうであるのか、明確にしていきたいと思います。調査の結果を明らかにしていきたいと思います。

次は、このような不祥事が発覚したことをしたのですから、もう何とか不正防止するぞと、二度と再びこういうことをやっちゃならんということで、やっぱ職員の教訓にすべきだったと思うんですね。しかしながら、聞いてみましたら、課長会にもこのことは一切触れてない。福祉事務所の職員だけは知っとると。ここが問題だと思うんですよ。こんなの隠して片付く問題じゃないでしょう。早く皆のものにしてですね、ほかの品物、同じようなことはなかったのかと。いま聞いてみましたら、ある助役の時代からずーっとやって、普通の職員は文句言いきらなかったんだとね。癒着があるんだという話を古い議員から聞きましてね、ああやっぱりそうだったんかと。もうこれ有名なちゅうことでしょう。だから、福祉の職員はあんまりもの言えなかったんじゃないですか。癒着があるんじゃないんですか、ある人と。よってですね、やっぱこれを伏せてきたということが問題ではないかと。そのことを市長、問題点を認めてもらいたいと思うんですよ。

それから、敬老会を主催した旧豊後高田では、区長さんが大変な迷惑なんですよ。なんか交換に来たもんだから、区長が配ってくれたんが間違いじゃったとね、区長が疑われてるといふ話も広がってますわね。だから、こんな大事な問題起こしながら、あんな紙切れ1枚で、葉書でね、片付ける

ことじゃないでしょう。事の主催、事業の主催やった区長さんにもチャーッとわけお話してですね、協力を求めて解決をすべきじゃなかったかと思うんですが、どうなんか、明確にしていきたい。

次は、障がい者の問題であります。

私は、障害者自立支援法が国会で審議をされるその段階から、この法律が施行されたらば、応能割負担が導入されて、障がい者がサービスを受ければ、今まで無料であった多くの障がい者が大変な負担を強いられることになって、これは大変なことになるぞと、なんとか市長、早く法律が決まらん間に法律の見直しを求めて頑張ろうじゃないかという問題提起をしてまいりました。

しかしながら、自民党や公明党の賛成でこの法案が通りましたけれども、全国では、障がい者団体が東京に一堂に1万5,000人集まるとか、大分も広瀬知事を尋ねて100何十人が集まっていますね、なんとかこの見直しをしてくれという、そういうかつてない障がい者の大きな運動が広がりまして、もう政府も見直しをせざるを得なくなりまして、今度の国会に960億円の補正予算を組むことになりました。

問題はですね、見直しをするといっても、一番大元である応能負担から応益負担に変えたこと、ここが変わらないんですよ。やはりこの応能負担に戻さない限り、障がい者にとっては、所得が低いのに1割負担を強制させられるという大きな問題があるわけですね。よって、市長は、この根本的な見直しを政府に働きかけてもらいたいと思うんですけれども、その辺はどうなのか。

それから、地域生活支援事業について、これも私は今年の3月から問題にしまして、9月議会に予算やあるいは要綱なども私どもももらいましたけれども、大分県下14市調べてみましても、豊後高田が特別にですね、メニューも少ないければ、この支援事業の予算額も最低の最低なんですよ。私ども日本共産党の全県の会議に行ってみると、大石さんがおつとるのにどうかと言われるぐらい問題があるんですよ。はい、これ私の責任じゃないと思うんですけどね。よって、大分市なんかも相当なメニューでやっていますからね。よって、この豊後高田が、県下の中でも特別メニューや予算が少ない点をどうあなた方は考えているのか。もう今日の議会で補正予算は無理だと思えますけれども、来年3月の議会にはね、やっぱりこの名誉挽回して、大幅に予算を組んでメニューを広げるといふことでやってもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

次は、教育問題についてであります。今、いじめ問題が大きな社会問題になっておりまして、が、政府が今度の国会で、何はなんでも強行採決を図ろうとしているこの教育基本法の改正案では、いじめの解決はできないと思うんです。いじめの土

壤というのは、やはりストレスがたまることだと言われておりますけれども、こういう教育基本法の改正、改悪なんですから、これを通せば、ますますひどくなるのではないかと。日本共産党は、この教育基本法の改悪をなんとしても阻止したいということで、いま全国挙げて頑張っているところです。よって、今回、安倍首相の直属の教育再生会議なるものができまして、いじめ問題で緊急提案が出されてましたが、まあ一言で言うならば、なんとかちょこちょこつとですね、いまの現場のしごで、これを国が細かいところに口出しをして、なんか問題があれば子どもや教師を懲罰にかけようという方策なんですね。これでは根本的に片付かないと思うので、私は次の質問なんです。

それは、やはりそういう応急処理的ではなくて、人権を重視をする、そういう視点に立てるような子どもをどうつくるかという、根本問題が問われる問題だと思うんです。よってですね、子どもが言葉を学ぶ、そして感性を磨き上げて、表現力を豊かなものに育て上げる、人生をより深く生きるためのそういう力をですね、つけていくうえでは、読書活動というのが非常に大事になるんだと思うんです。よって、国会では、日本共産党を含めて、超党派でこの法律が提案されて、満場一致で議決されたんですね。しかしながら、この読書活動推進計画は、豊後高田市はいまだにまだできていないですよ。これ遅れてることが問題なんです。市長は、教育の町、教育の町というならば、こういうことこそですね、大分県内でももっと早く作らせて、やっば推進すべきだと思うんです。いつまでに作るのか、どういう経過を踏んで作るのか、明らかにしてもらいたい。

それから、それを保証していくためには、図書館があまりにも貧弱ですね。まあ合併の重点事業で図書館やりかえらなってますけれども、なるべく早くやりかえてほしいんですけれども。今日質問したいのは、いまある図書館、学校の小中学校の図書館に、子どもたちが進んで読書に勧められるようにですね、やっば子どもたちの希望に添えるような蔵書を増やしてもらいたいと思うんです。予算を増やしてもらいたいと思うんですが、その辺どうなのか、明らかにしていただきたい。

次は、給食センターの問題での職員問題は取り下げます。

あと、いま建設中の給食センターが4月に稼働しますけれども、これまでは香々地のすべての小中学校では、自校方式で、地元で取れた食材を使って、本当に温かい、子どもたちにとって喜ばれる、おいしい給食を食べていただくことができたわけです。しかしながら、今回、一本化されることになりました。よってですね、もう元に戻るわけはできないようなので、学校給食の食材は、これま

での給食センター以上に、やはりこの地産地消の推進を図る、子どもたちに安全でおいしいものを食べさせるように改善をしてほしいと思いますし、食器についてもこの際、研究に研究を重ねてですね、最も子どもたちが喜ぶような、その願いに叶えるような給食に全部入れ替えてもらいたいと思いますが、教育長の見解を求めます。

次は、保護負担の問題なんですけれども、少子化の原因は、いろいろなアンケート調査で聞いてみますと、やはり保育料や幼稚園の授業料、それから医療費、そして小中学校の給食代などですね、義務教育の保護負担が大きいことが上げられておりまして、いくら少子化を解消するといわれましても、この経済的にですね、援助しないとなかなかそう変わらないんですよ。よって、今回資料を要求しましたところ、現在でも、暖房用燃料ですね、灯油を、小学校では高田、桂陽、呉崎、田染、三重、中学校では都甲、田染と、17中7校でこれが保護者負担になっておることがわかりました。同じ学校なのに、公費負担と保護者負担があるのはどういうことなのか。それ以外についても各学校で、義務教育でありながら保護者負担がかなりありますので、もう年次計画を作って、来年度からも大幅に義務教育の保護負担を軽減していくという方向を出してもらいたいと思いますが、見解を求めます。

次は、投票所の問題なんですけれども、今回2月の市議会議員選挙から投票所が現行29箇所から18箇所に削減される。1箇所に2箇所が集中するところもありますけれども、そうすれば、今のほうでもなんとか投票率を上げよう、投票率を上げようということになってるのに、これが、これだけ投票所が減ることによりましたら、もう車の持たない高齢者などについては、足がちょっと遠のくのではないかなと思うんですね。よって、これは投票率を引き上げることにはこれは逆行するのではないかなと思いますので、見直し、元に戻すことできないのか。全部を戻せないでも、やはり地元の要求の強いところについてはそれができないのか、見解を求めます。

それから、あと、乗合タクシーなんですけれども、3月までは試行運転中ということなんですけれども、やっぱり国東市でも中津市でも、試行運転中は無料ですね、大勢の皆さんに利用していただくことをやっておるんですが、高田についても、今回資料をいただきましてわかるように、もう本当に利用率の良いところと悪いところと大きな差がありますわね。同じ予算かけてるんだから、試行期間中は無料にすべきではないかなと思いますけれども、その見解を求めます。

それから、運行時間や運行地域の見直しについては、1月から実施すべきじゃないかと。で、運行の路線の問題でも延長問題ではですね、同じ市

長の、東都甲、市長歩いて見てください。並石ダムのとこまでバスが、乗合タクシー行くんですけど、あの奥の一畑や並石には行かなくて、あそこからテクテクテク10分ほどかかって歩かないかん。ね。真玉でも田原の店まで行くけれども、あの奥の小河内まではもう10何分かかかるそうですね。そういうところが各所にあるでしょう。これでいまの同じ予算でね、話をつければ、時間的には1分、2分ですること、歩けば10分近くかかるんですよ、お年寄りですから。そういうように路線の延長、あるいはまだバス路線、乗合タクシーが走ってない地域については、前回の議会で問題にしているように、なんとか早い時期にですね、この見直しをすべきじゃないかということの問題提起をして、見解を求めたいと思います。

それから、乳幼児医療費についてですけれども、これ県に働きかけるべきでないかということでは、もう3月、6月、9月というように、もう3回やったんですけどね、答弁は、「現時点では考えておりませんでした」という答弁でした。で、ご承知のように、県下14市がありますけれども、もう豊後高田みたいに、県の実情、ああ結構でございます。今日は課長の答弁じゃないけど、全国でも先進でありますなんて、ただ評価をしてですね、結構結構言ってるのはもう豊後高田市を先頭にするね、4箇所しかないんですよ。高田と国東と隣の宇佐と大分だけなんですよ。中津ではね、一応県の言うがままに、9月の議会で議決したんじゃないけど、市長がこれじゃいかんということでね、今度は、就学前までに完全無料化の条例出しましたしね、それから、由布市では、市長が提案したんだけど、議会がそれじゃいかんちゅうことで、とうとう取り下げをして、もう1回出し直してですね、完全無料化をやるようになるとかですね。14市のうちでまだやってないのは4市だけなんですよ。ね。それで私も各種団体と県と交渉してみましても、10月からは見直したばかり、もうちょっと待っちゃくれ、もうちょっと待ってくれ、何とかするということまでいってるんですよ。そこまで県が言ってるときにね、豊後高田市としてはね、先進的な、いや県が先進的な制度だから、もうこれ以上言えない、現時点では言えないなんちゅうのはとんでもない話じゃないですか。県が補助金を出してくれるとね、今まで出しておったもんが蹴られたんですよ。それがなぜ言えないんですか。市長に答弁を求めます。

それから、次の、どうしても県ができなくても市独自でやれということで、いま、明石議員の質問に対してできないという答弁でしたけど、できない理由を述べてください。ね。こんだけ人口が減ってしまって、もう合併したけども2万5,000台になったでしょう。若い人たちがね、ここに住み着いてもらって、安心して子どもを産み

育てるようにするのはね、我々の執行部や市会議員の仕事やないんですか。それをなぜできないんですか、よそがやることが。理由を述べてください。

あと、小児科と産婦人科の問題も同じなんです。もうこれは全国的に医師が足りないことで問題ですけども、豊後高田市にはそれぞれの医師が1人ずつあります。たったの1人ずつです。しかしね、もう産院がないんですよ。分娩を取り扱ってる施設が1箇所もないのは、これ豊後高田市ですよ。このことについてもね、大きな社会問題になっておりますけども、何度もやっぱり議論しないと、これは変わらないので問題提起をするんですけども、市長の見解を求めます。

最後に、火葬場の問題なんです。火葬場は、これまでの答弁では、まだなかなか地元の同意が取れないということなんですよ。調べてみましたら、今回のあの真玉と香々地の境の粟島さん近くのあの予定地については、地権者の方が、もうなかなか意思が固くてね、市には協力できないということになってると聞いてるんですが、その地権者の一部を排除してでも、あと残りをね、島を造ってやろうというような話も聞いておりますけど、そんなことをやるべきじゃないと思うんですね。よって、やっぱり地権者の同意、地域の住民の同意を得て建設を進めるべきなんです。ここでどうしても無理というのなら、早く別なところを探さなければ、ああ地元が悪い、地元が悪いということでどンドン建設が遅れることになってますからね、その辺どう判断するのかね。強行するちゅうことはいかんでしょ。住民の同意、周辺の皆さんの同意がいるでしょう。それについての見解を求めて、第1回の質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。
（○40番（大石忠昭君） 市長が答えんの、市長が先じゃないんかえ。どげなっちゃんのかえ。どげなっちゃんのか。）

○教育長（都甲桂一君） 大石議員の、教育問題についてのご質問にお答えいたします。

子ども読書活動推進計画の策定についてでございますけれども、昨今、テレビ、インターネット等を始めとした、様々な情報メディアの発達、普及に伴い、生活環境が著しく変化するなか、子どもの読書離れが指摘されています。子どもが本に出会い、慣れ親しむためにも、読書活動を通じて言葉を学び、多くの知識を身につけ、深く考える力を身につけさせることは大変重要なことであります。また、読書は感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすると考えられ、子どもたちの健やかな成長には必要不可欠なものであります。このため、国は子どもの読書活動の推進に関する法律を施行し、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定するなど、子どもの読書活動の

施策を推進しています。また、同法には、県市町村においても計画策定への努力を求める明記がされており、それに伴いまして、平成16年に大分県教育委員会は、大分県子ども読書活動推進計画を策定いたしました。また、県内の市町村におきましても、2市がすでに計画を策定しているところがございます。本市におきましては、各小中学校で実施している朝読書、地域のボランティアによる読み聞かせ等を継続することにより、読書に対する興味関心が深められ、このことにより、各教科等の読解力の向上が図られています。また、市内に7団体ある読み聞かせグループ等の情報交換会、学習会等も積極的に実施しているところがあります。したがって、計画策定につきましては、子どもの読書活動をより充実させるために、蔵書の整備を始めとした、図書館、学校図書室の新刊児童書の購入を含めた形で、中期的な読書活動推進計画を本年度中に策定する予定としております。これまでの図書館や公民館、学校や幼稚園、家庭や地域における連携を促進し、児童生徒が主体的に学び方や調べ方を身につけることができるよう、子ども読書活動推進の取り組みを総合的、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、給食センターの統合に伴います地産地消の推進、食器の改善などについてお答えいたします。

まず、地産地消の推進についてでございますが、本市の学校給食では、栄養指導や県が推進しております、安全で安心な地元の食材を使用した地産地消の取り組みを実施しているところがございます。新しい給食センターになりましても、今まで以上に地元産の食材を使用するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、現在使用している食器についてでございますが、ご案内のとおり、真玉地域と香々地地域では、すでに磁器食器となっておりますが、高田地域では、夢いる幼稚園を除いて、アルミ食器の使用となっております。食器の改善につきましては、以前から山田議員のご質問にお答えいたしておりますように、新給食センターの稼働時には、市内すべての小中学校、幼稚園において磁器食器で対応することは、給食センター建設検討委員会でも決定しているところがございます。

次に、小中学校の保護者負担の軽減についてでございますけれども、議員ご質問の、保護者負担の状況については、提出資料のとおりでございます。

保護者負担のうち、教材費や消耗品費等については、学校によっては、特色を出すために、PTAと協議のうえ、保護者負担をお願いしているものであります。例えば基礎学力を向上させるためにプリント練習をする。そのために紙が不足し、

保護者に負担をしてもらっている等であります。

現在、本市では、行財政改革の中ですべての事業を見直し、切り詰めた執行を行っていますが、教育予算につきましては、最大限の配慮をいたしております。教育の町を掲げる本市においては、当然公費負担すべきものが保護者負担となっている場合は、少しでも軽減できるよう、努力してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 敬老会の祝い品についてお答えいたします。

敬老会につきましては、老人福祉法第5条第3項に基づき、老人週間において、その市にふさわしい事業を実施するよう努め、老人の生活意欲、向上を高める行事として、合併協議会の決定を踏まえ、敬老会を開催いたしております。具体的には、香々地地区、真玉地区におきましては、地区内在住の70歳以上の高齢者の方へ出席を呼びかけ、全体の敬老会を開催しております。高田地区におきましては、各自治会をお願いし、自治会ごと、または自治会合同敬老会を開催しております。また、敬老祝い品につきましては、合併協議会での決定を踏まえ、70歳、77歳、88歳、100歳の対象者の方へ祝い品を贈呈いたしております。

議員ご質問の商品決定につきましては、7月12日、福祉事務所内での検討会で協議し、70歳2,000円相当、77歳3,000円相当、88歳4,000円相当の賞品を決定し、8月3日、指名競争入札を実施いたしております。

なお、70歳の品物を前年度と変更した理由につきましては、汗取り敷きパットが過去多く決定したこともありまして、変更したものであります。

納入検査につきましては、納入当日に品物検査が困難と判断し、8月8日、77歳祝い品、8月21日70歳、88歳祝い品の現物検査を福祉事務所内で実施しております。また、9月1日、香々地中央公民館、9月8日、真玉トレーニングセンター、9月13日、花いろ軽スポーツルームにおきまして、祝い品の納入個数と確認検査を担当参事が実施したところであります。

また、今回の祝い品の問題につきましては、9月19日に入札参加業者より、入札で決定した商品と違う品物が配布されていると通報があり、直ちに調査した結果、70歳、88歳の祝い品が市の指定したものと違っていたことが判明しました。直ちに所内会議を開催するとともに、助役に報告し、間違いは正さねば、業者に取り替えさせなさいという指示を受け、9月20日、取扱い業者を訪問、調査結果を報告したら、業者も福岡の卸業者が間違えたんだと話し、間違いを認め、全面的に業者の責任で祝い品の取替えを実施すると約束

をし、直ちに取替え作業を実視する旨確認しました。業者との確認を踏まえて、私と担当参事で助役、市長にその結果を報告したところであります。対応策等について報告説明を行い、市長より間違いは直さねばならない。早急に取り組むようにと指示がありました。早速名簿に基づき、70歳、88歳対象者の皆さんに、取り替える旨葉書で通知いたしました。議員ご質問のように、いつ取り替えに来るのか、どうなっているのかと関係者の皆さんに不安を与えたことにつきましては、反省しているところであります。

今回の対応につきましては、関係課との報告、協議は実施しましたが、課長会全体への報告には至っておりません。

自治委員への報告につきましては、敬老会で大変ご迷惑をかけ、また、この件で迷惑はかけられないとの思いで、自治委員への報告はいたしておりませんが、今回の件で一部自治委員さんからは苦言もありました。

次に、申し入れ事項についてお答えいたします。

議員ご質問の、今回の対応につきまして、9月28日、業者より70歳祝い品について、すぐに品物が揃うが、80歳祝い品、西川綿毛布150×200については、品物が短期間で揃わないと。140×200のサイズならすぐ揃う旨返答がありました。所内での対応策の協議では大変迷ったわけですが、早急に解決すべきと私が判断し、配送を了承したところでございます。

次に、昨年以前も同じような事例があったのではないかと指摘につきましては、市内業者でもあり、考えてもおりませんでした。しかしながら、先日の申し入れ時に、議員より現物を見せてもらっており、これが事実であれば大変由々しき問題であります。慎重に調査をしてまいりたいと考えております。

次に、障がい者対策についてお答えいたします。

議員ご質問の障害者自立支援法の見直しにつきましては、すでに政府において改善策の検討がされているところでありますが、先の定例会において、近藤安夫議員の質問に対して答弁いたしましたように、問題点があれば、改善に向け、引き続き県とともに国に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、地域生活支援事業の事業範囲拡大についてであります。地域生活支援事業の場合、福祉事業者の数や、障がい者の利用するサービスの種類など、自治体によってそれぞれ状況が異なっております。本市においては、必要な地域生活支援事業は確保できているものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、利用料負担に対する市独自の助成制度の改善についてであります。先程申し上げましたように、政府においても、利用料負担軽減を含め

た改善策が検討されておりますので、その状況を注視していきたいと思っております。

以上であります。

(○40番(大石忠昭君) 答弁になってない。)

○議長(菅 健雄君) 選挙管理委員会事務局長 安東道男君。

○選挙管理委員会事務局長(安東道男君) 選挙投票所についてお答えします。

今回の投票区の統合につきましては、行政改革大綱の計画の中での経費の節減、合理化等、財政の健全化の項目の一環として取り組み、昨年から話を進めてまいりました。統合に関係する地区の自治委員さん及び関係者の方々との話し合い等を経まして、ご理解、ご協力をいただくなか、選挙管理委員会で決定されたところでございます。すでに告示をし、県にも報告をして、18投票区で電算処理等の事務を完了したところでございます。そのようなことから、間近に迫りました市議会議員選挙より、新たな投票区で選挙が実施できるように、広報等で周知を図りながら、有権者の皆様へ投票いただくよう、お願い申し上げる次第でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長 中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 乗合タクシーについて、お答えをいたします。

先程、岡部議員のご質問にお答えをいたしましたとおり、路線経路や料金に関する事項の改正につきましては、地域公共交通会議での協議を経た後、道路運送法の許可を得て実施するものでありますので、試験運行期間中での路線経路や料金についての改正は考えておりません。また、運行時間や運行日の変更につきましては、変更した体系での新たな乗降データを収集するため、1月から対応してまいりたいと考えております。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長 安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 大石議員の、子育て支援についてお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、先程、明石議員にご答弁申し上げましたとおりでございます。したがって、現在のところ、県への働きかけは考えておりません。

次に、産婦人科、小児科病院対策についてでございます。晩婚化や未婚化による出生力の低下などを背景とした、少子化による経営難に加え、昼夜を問わない過重労働等、厳しい環境の中、産婦人科、小児科の医師や病院数の減少が社会問題化していることはご案内のとおりでございます。誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは大変重要なことであり、関係者等々対応を協議しておりますが、出生数自体が少ないこと、また、全国的な産科、小児科の医師数の減少により、

大変難しい状況でありますので、ご理解のほどを
よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 火葬場についてお答
えいたします。

火葬場の建設候補地につきましては、真玉地区
内を建設候補地として、地区自治会の住民の方々
を対象に、ご理解とご協力が得られるよう、住民
相談会を重ねて開催してきたところでございます。
その後、建設候補地の地権者を対象に戸別に交渉
してまいりましたが、一部地権者の同意が得られ
てない状況でございます。現在、一部地権者の同
意が得られるよう粘り強く話し合いをしていると
ころでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 議長に再質問の前にお
願ひしますが、私がやっぱり市民にとって大事な
問題を質問したと思うんですけどね、やっぱトッ
プの市長がね、ふんずり返ってってね、一言も答
弁しないちゅうのは、ちょっと問題と思うんです
けど、議長、思いませんか。時間がね、あと14
分になりましたけどね、再質疑をしますので、や
はり私どもにとってもね、市民から負託を受けて
おりましたね、3ヶ月に1回しかこの一般質問で
できないんですよ。任期中今日最後の議会なんです
よ。それにね、市長が一言も答えんちゃどうい
うことなんですか。

再質疑をいたします。

記念品の問題ですけれども、今の答弁ではです
ね、市民は納得しないと思います。

まず第1にね、こんな重大問題が起こっており
ながらね、全然重大という認識が課長にない。市
長にもないんですか。市長は昨日謝罪しましたけ
どね、市長が謝罪したことと、今日の所長の答弁
では全然違うでしょう、中身が。どういうことな
んですか。

よってね、まずね、第1の問題は、説明がさっ
きあったように、合併協議会での決定に伴って祝
い品を出したんだと言いながらね、合併協議会の
半額以下でしょう。初年度については約4割で
しょう。このことの反省はないんですか。あなた
方の記念品の品目の設定が正しかったと思うん
ですか。まあ初年度だから間違いが起こったと。そ
んなら翌年度はね、変えようというのがあなた方
のする仕事じゃないんですか。予算をいくら余し
たんですか。私、調査してみました。

これまでのですね、合併するまでに1年間の予
算が、この3市町村で、記念品だけでもね、平成
15年度には471万4,271円使っていました。
しかしながら、合併後の初めての年、去年は
104万6,675円ですよ。ね、合併前の2割

に減ってるんですよ。こんなことやったんですか。
調整した、いわゆる協議会で決定した4割なん
ですよ。合併前に比べたら2割で落とされてるん
ですよ。このことの反省は市長ないんですか。福
祉は高いほうに、サービスは高いほうに、負担は
低いほうにと言いながら、合併の条件と違うじゃ
ないですか。このことについて答えてください。

それからね、2つ目、品目についてね、庁内で
議論して決めたということなんですが、私の質問
は、ね、70、77、88の中で、どういう品物
を素案として出して、協議した結果これが決ま
ったという説明をしてもらわないとね、その元にな
ったのは、どこのカタログで問題にしたんですか。
特定の業者のカタログを使ったんじゃないんです
か。そこから癒着が始まってんじゃないんです
か。なぜそこが答弁できないんですか。ね。

それから、3つ目、去年と今年は、品目を変え
たのは70歳のものが変わっていますね。でも、
規格は77歳と88歳のものが規格は変わって
るんですよ。この規格が変わった理由を述べて
ください。そのためにね、何人もの業者が、お隣
の業者ももう辞退してですね、何人もの業者が
辞退したんですよ、そのために。ところがあなた
方は、いや、綿毛布でいうならば、150と200
はあるんだというて突っぱねとるでしょう。その
ため入札参加したのはたったの3社、ね。指名通
知を出したのは8社ですよ。どこのカタログで
その150×200というのは選定したんですか。
昨年落としたのは1,400円で落ちたのに、今
回は1,700なんぼになっとるでしょう。なんで
、どこで変えたんですか、それは。

次、その変えながらですね、ね、いまあなた
方が認めてるように、ここにありますよ。間違
った品物を、東洋紡の品物入れとったわけですよ
ね、間違っ。だから業者は認めて、今度はこれ
が本物と言って配ったんだけど、これ本物とい
って配ったんですよ。これが本物ですか。契約
したのは150×200じゃないですか。ね、業
者がそれぞれうちの問屋にはないことで辞退
してるんですよ。入札の権利を得てないん
ですよ。特定業者には、そういう入札で契約
して、入ってる品物は違うものじゃないん
ですか。これ市長見てください。これ、どこ
で検査したんですか。どこで検査した
もの。

（「大石さんどげなもの…」の声あり）

その検査はどこで誰がしたんですか。ね。だ
から、去年のことの反省がないからこうい
うことになってるんです。ね。

もう1点の、この去年の77歳の西川のタ
オルケットがこれ全然違うものね。これ粗
悪品というのは誰が見ても粗悪品ですよ。
これが市民には説明会、ね、真玉で開
かれた説明会では香々地の皆さんと真玉
の皆さんを集めて、77歳には3,0

00円の品物をあげますとって皆さんに説明しとるんですよ。主催者が全部にね。これが誰が3,000円と思いますか、こんなものが。これ規格も違います。メーカーも違いますけどね。このことの調査をいまだにしてないちゅうことはどういうことなんですか。ね。今回の事件が重視しとったら、直ちに調べないかん問題じゃないですか。助役は議会があるから、それまでに調べますと約束したじゃないですか。そのことをいまだに調査してないちゅうことは、助役どういうことか説明してください。全然調査してないんですか。あまりにも市民を馬鹿にしてないですか、それは。市民には辛抱辛抱と押し付けながらね、一部のものは、そういう形でね、暴利を得てるちゅうことにならないですか、これでは。その調査もやらないんですか。もう、ちょっといろいろやりたいけん、時間がないけん、まずそれを答えてください。

契約と違うものじゃ、よう見ちよって。答弁が答弁になってないでしょうが。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私の方から答弁をさせていただきます。

品物とそれから落札価格というものについては、また所長から説明をさせます。

この今回の祝い品につきましては、私どもとしては考えられないことが起こったと思っております。それと同時に、先程所長が皆さん方にご説明いたしましたように、私どもは業者が言ったのをそのまま信じたということが事実であります。反対に、業者が誤りをすぐ認めて、そして全部替えようという、そういうことだということでしたので、まあ業者にも随分の負担をかけるなあと思っておりましたし、だけど、やはりちゃんとやるというものをやらなきゃ悪かろうと。それはもう助役の言うとおりだと私は思っておりましたんで、早速やるようにということであります。

まあ現実の問題としては、大石議員からの申し入れのときに、いまこれを持ってこられたという話で、市内業者でそんな馬鹿なことをするのかと、由々しき問題であると、それは思っております。だから、私としては、やはり所長からも話があり、慎重に調査をして、そしてその結果によって、こういう馬鹿げたことは、本当はあり得ちゃならんという話。一つひとつが市内の市民がやったことを、正当なるチェックでいいんじゃないかと思ってた。それが、そういうことでもしあるとすれば、非常に悔しい話であります。まして敬老会、敬老のためにお贈りするということ、まあ大石議員が言うとおりであります。ありがたさがなくなる。そういう面では非常に悔しい思いもしましたし、また、それが事実ならどうするかというものを検討しようということの中で、多分大石議員が言うとおりだと思いますけれども、我々も我々として

ちゃんとするためには、慎重に調査を下さいという、これは指示は私が出しました。そういうことの中で、これは隠しも何もしたわけでありせんし、現に新聞にちゃんと出ておりますし、これはちゃんと我々が把握し、そしてその結果によって、しようということであります。

ただ、非常に残念なのは、もしこれが本当でしょうけども、本当ならば悔しい思いだということあります。これは、これからどうするかという話になりましようけども、一つは、送付文の中にちゃんと品名を入れて送るとか、なんかそういうものをする必要があるんじゃないか。ただ、抜き打ち検査をするかと、そういうことになると、まあその話もちよっと出ておりますけれども、そこまである、いまのところは市内業者の方々に全部参加をさせていただいたと聞いておりますので、そこ辺のものをこれから慎重に協議し、対応もしていきたいと思っております。

その他につきましては、所長のほうから説明させます。

以上です。

○40番（大石忠昭君） 議長ちょっとね、所長答えるちゅうけん、ちょっともういまの市長のに再質問します。再々をね、いいでしょう。時間があるから。いいですか。

○議長（菅 健雄君） 申し合わせの発言時間が少なくなっておりますんで、簡潔をお願いします。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 市長、隠したという点ではね、私が指摘したのは9月の話ですよ。今度10月6日に申し入れたことを隠したということ言ってるんじゃないんですよ。9月にもう発見されたんですね。それをなぜ課長会にも伝えないね、この事件の教訓を活かさなかったかという指摘なんですよ。それを市長答えてください。待ってください。まだ質問しよる。

それからね、それから市内業者を信用したというけれどもね、もう市民の皆さんの中でも随分この方から被害を受けた報告がざっときました。これ。ね。見舞い返しをやった、ね、あるいは初盆のタオルを頼んだけど注文したものと来たものが全然違うと、ね。ある人は作業着を頼んだけど、もう全然違うの来た。もういろんな形が私のここに来ましてね、とうとう市がやられたかということになったんですよ。ね。いま、業者が、悪徳業者がお年寄りを次々と詐欺をしてるのが事件になっとるでしょう、全国で、ね。わが市はそれを取り締まらないかんのにね、取り締まる市がやられたわけですよ、今度は、ね。その辺のチェック機能が甘かったことの非は認めないんですか。ここに検査証がありますけど、この検査のこの検査証は全部公文書偽造ということですか。ね。公文書偽造ということになりますね。さっき読み上げ

12月12日

たものとこの検査証、全然違うでしょう。それ認めますか。チェックしてないんでしょう。ね。私は、情報公開で請求しましたら、一番肝心な分は破棄しておったんですよ。これだって隠したことじゃないんですか。なんで破棄したんですか、それを破棄しないでとっておってね、新たにこれが間違いと、検査も間違いということ認めないかんのに、ね、そのことも認めてくださいよ。ね。

それからね、このことは、やっぱ多大な市民に迷惑かけたんだから、市報で市長が侘び文を載せると。二度と再び、市長がさっき言ったようにあってはならないことなんですよ。あってならないことがあった。それは業者だけの責任じゃないでしょう。チェックできなかったあなた方の責任がまっと大きいんですよ。我々議会にも責任がありますよ、これは。ね。だから、議長、時間ない時間ないちゅうけどね、こういう問題はね、今日12人やってこれで終わるんですよ、4時過ぎにね。もう。本当はね、その分私にやらしてくれたら、まだまだなんぼでもやりたいんですけどね。市長、最後にね、この責任をやっぱり市民にね、市民の前にこの議場でもう1回謝罪をしてですね、市報にも載せると。あってはならないようなことをなくしていくためにもね、再発防止のためにも、市長はこういう方針でやるんだということを市民に徹底してほしいと思いますが、どうでしょうか。それで終わります。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 大石議員からありましたご質問、再質問にお答えいたします。

敬老の趣旨でお贈りしたのがこういうことという事は、非常に敬老会の皆さん方に非常に申し訳なかったということと、提案理由にもありましたように、市民の方にも、新聞にもそういうふうにかかれて、そしてまた関係者の方々にもいろんなご迷惑はかけたと思います。非常に申し訳なく思っております。そういう面で、ここでお詫びを申し上げます。それと同時に、もう一つは、市報にもちゃんとそれはきっちり書いて、皆さん方にお詫びしたいと思います。どうもすみませんでした。

(○40番(大石忠昭君) 再発防止に努めるといことはいいですね。再発防止が今回大事なんですよ。再発防止に努めるといこのね。)

○議長(菅 健雄君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日から12月19日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、12月20日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は12月18日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 河野 正春

〃 山本 博文